

栃木県 土木工事施工管理基準及び規格値

土木工事施工管理基準及び規格値

目 次

土木工事施工管理基準

1. 目的	1-5
2. 適用	1-5
3. 構成	1-5
4. 管理の実施	1-5
5. 管理項目及び方法	1-5
6. 規格値	1-6
7. その他	1-6

□出来型管理

出来形管理基準及び規格値

第1編 共通編

土 工	1-32
無筋、鉄筋コンクリート	1-36

第3編 土木工事共通編

一般施工	1-38
------	------

第4編 公園編

植栽	1-152
----	-------

第5編 下水道道編

一般施工	1-154
------	-------

第6編 河川編

築堤・護岸	1-158
樋門・樋管	1-160
水門	1-162
堰	1-162
排水機場	1-166
床止め・床固め	1-168

第8編 砂防編

砂防堰堤	1-170
流路	1-174
斜面对策	1-174

第10編道路編

道路改良	1-178
舗装	1-182
橋梁下部	1-188
鋼橋上部	1-198
コンクリート橋上部	1-204
トンネル(NATM)	1-204
共同溝	1-212
電線共同溝	1-214
道路維持	1-218
道路修繕	1-220

□品質管理

土木工事の施工にあたっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要項に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出すための管理を行う必要がある。

本基準は、それらの目的に合致した品質管理のための基本事項を示したものである。

品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	1-223
2. ガス圧接	1-231
3. 既製杭工	1-233
4. 下層路盤工	1-235
5. 上層路盤工	1-239
6. アスファルト安定処理路盤	1-247
7. セメント安定処理路盤	1-247
8. アスファルト舗装	1-251
9. 転圧コンクリート	1-265
10. グースアスファルト舗装	1-271
11. 路床安定処理工	1-281
12. 表層安定処理工（表層混合処理）	1-283
13. 固結工	1-285
14. アンカー工	1-285
15. 補強土壁工	1-285

16. 吹付工	1-287
17. 現場吹付法砕工	1-293
18. 河川土工	1-297
19. 砂防土工	1-299
20. 道路土工	1-301
21. 捨石工	1-305
22. コンクリートダム	省略
23. 覆工コンクリート(NATM)	1-305
24. 吹付けコンクリート(NATM)	1-313
25. ロックボルト(NATM)	1-317
26. 路上再生路盤工	1-319
27. 路上表層再生工	1-319
28. 排水性舗装工・透水性舗装工	1-321
29. プラント再生舗装工	1-335
30. 工場製作工(鋼橋用鋼材)	1-337
31. ガス切断工	1-337
32. 溶接工	1-339

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、栃木県県土整備部が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方

式など)を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

2. なお、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

(イ)路盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000m²以下のもの)

(ロ)アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						1-32
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2		掘削工			〃
	2-3-3		盛土工			〃
	2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		〃
				多数アンカー式補強土工法		〃
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
	2-3-5		法面整形工	盛土部		1-34
2-3-6		堤防天端工			〃	
第4節 道路土工	2-4-2		掘削工			〃
	2-4-3		路体盛土工			1-36
	2-4-4		路床盛土工			〃
	2-4-5		法面整形工	盛土部		〃
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						1-36
第7節 鉄筋工	3-7-4		組立て			〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		1-38
				軽量鋼矢板		〃
				コンクリート矢板		〃
				広幅鋼矢板		〃
				可とう鋼矢板		〃
	2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		〃
						〃
	2-3-6		小型標識工			〃
	2-3-7		防止柵工	立入防止柵		1-40
				転落(横断)防止柵		〃
				車止めポスト		〃
	2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		〃
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		〃
	2-3-9		区画線工			1-42
	2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		〃
				距離標		〃
	2-3-11		コンクリート面塗装工			〃
	2-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		1-44
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		〃
	2-3-13		ポストテンション桁製作工			〃
				プレキャストセグメント製作工(購入工)		1-46
	2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			〃
	2-3-15		PCホロースラブ製作工			〃
	2-3-16	1	PC箱桁製作工			1-48
2		PC押し出し箱桁製作工			〃	
2-3-17		根固めブロック			〃	
2-3-18		沈床工			1-50	
2-3-19		捨石工			〃	
2-3-22		階段工			〃	
2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	2-3-24	2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		1-52	
	2-3-26	1	巨石張り、巨石積み			〃	
		2	かごマット			〃	
	2-3-27	1	じゃかご			1-54	
		2	ふとんかご、かご枠			〃	
	2-3-28			プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		〃
				プレキャストパイプ工		〃	
	2-3-29	1		側溝工	プレキャストU型側溝		1-56
					I型側溝		〃
					自由勾配側溝		〃
					管渠		〃
		2	現場打水路工			〃	
3		暗渠工			〃		
2-3-30		集水樹工			1-58		
2-3-31		現場塗装工			〃		
第4節 基礎工	2-4-1			一般事項	切込砂利	1-60	
				砕石基礎工	〃		
				割ぐり石基礎工	〃		
				均しコンクリート	〃		
	2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打ち		〃	
				プレキャスト		1-62	
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		〃	
				鋼管杭		〃	
		2	既製杭工	H鋼杭		〃	
				鋼管ソイルセメント杭		〃	
2-4-5		場所打杭工			〃		
2-4-6		深礎工			1-64		
2-4-7		オープンケーソン基礎工			〃		
2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			〃		
2-4-9		鋼管矢板基礎工			1-66		
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		〃	
				コンクリートブロック張り		〃	
				天端保護ブロック		1-68	
	2-5-4		緑化ブロック工			〃	
	2-5-5		石積（張）工			〃	
第6節 一般舗装工	2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-70	
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃	
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-72	
				加熱アスファルト安定処理工		〃	
				基層工		1-74	
				表層工		〃	
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-76	
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃	
	2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-78		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	2-6-8	4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-78
		5	半たわみ性舗装工	基層工		＃
		6	半たわみ性舗装工	表層工		＃
	2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-80
			排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		＃
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		＃
			排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-82
		5	排水性舗装工	基層工		＃
			排水性舗装工	表層工		＃
	2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-84
		2	透水性舗装工	表層工		＃
	2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-86
			＃	基層工		＃
			＃	表層工		＃
	2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		1-88
			コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		＃
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		1-90
			コンクリート舗装工	アスファルト中間層		＃
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		1-92
			コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		＃
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		＃
			コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		1-94
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		＃
			コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		＃
	2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		1-96
			薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		＃
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-98
			薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		＃
		5	薄層カラー舗装工	基層工		＃
	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1-100
			ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		＃
3		ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-102	
		ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		＃	
5		ブロック舗装工	基層工		＃	
2-6-15		路面切削工			1-104	
2-6-16		舗装打ち換え工			＃	
2-6-17		オーバーレイ工			＃	
第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			1-106
	2-7-3		置換工			＃
	2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		1-108

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	2-7-5		パイルネット工			1-108
	2-7-6		サンドマット工			〃
	2-7-7		パーチカルドレ ン工	サンドドレ ン工		1-110
				ペーパードレ ン工		〃
				袋詰式サンドド レ ン工		〃
	2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクシ ョ ン パ イ ル 工		〃
	2-7-9		固結工	粉体噴射攪拌工 高圧噴射攪拌工 スラリー攪拌工 生石灰パイル工		〃 〃 〃 〃
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板		1-112 〃
		2	土留・仮締切工	アンカー工		〃
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		〃
		4	土留・仮締切工	締切盛土		〃
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		1-114
	2-10-9		地中連続壁工	壁式		〃
	2-10-10		地中連続壁工	柱列式		〃
	2-10-22		法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	1-140
第11節 軽量盛土工	2-11-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	1-36
第12節 工場製作工 (共通)	2-12-1	1	铸造費（金属支 承工）			1-116
		2	铸造費（大型ゴム支 承工）			1-118
		3	仮設材製作工			1-120
		4	刃口金物製作工			〃
	2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を 実施する場合		1-122
		1	桁製作工	シミュレーション仮 組立検査を行う場合		1-124
		2	桁製作工	仮組立検査を実施し ない場合		1-126
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮 組立時）		1-128
	2-12-4		検査路製作工			〃
	2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			〃
	2-12-6		落橋防止装置製作工			1-130
	2-12-7		橋梁用防護柵製作工			〃
	2-12-8		アンカーフレーム製 作工			〃
	2-12-9		プレベーム用桁製作 工			1-132
	2-12-10		鋼製排水管製作工			〃
2-12-11		工場塗装工			1-134	
第13節 橋梁架設工	2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		1-136
				ケーブルクレーン架 設		〃
				ケーブルエレクショ ン架設		〃
				架設桁架設		〃
				送り出し架設		〃
				トラベラークレーン 架設		〃
				架設工（コンクリー ト橋）	クレーン架設 架設桁架設	1-138 〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	2-13		架設工支保工	固定		1-138	
				移動		〃	
			架設桁架設	片持架設		〃	
				押し架設		〃	
第14節 法面工（共通）	2-14-2	1	植生工	種子散布工		〃	
				張芝工		〃	
				筋芝工		〃	
				市松芝工		〃	
				植生シート工		〃	
				植生マット工		〃	
				植生筋工		〃	
				人工張芝工		〃	
				植生穴工		〃	
				2	植生工	植生基材吹付工	
				客土吹付工		〃	
		2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		1-140
					モルタル		〃
		2-14-4		1	法枠工	現場打法枠工	
				現場吹付法枠工		〃	
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		〃	
2-14-6			アンカー工			〃	
第15節 擁壁工（共通）	2-15-1			場所打擁壁工		1-144	
	2-15-2			プレキャスト擁壁工		〃	
	2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		1-146	
				多数アンカー式補強土工法		〃	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃	
2-15-4			井桁ブロック工		〃		
第16節 浚渫工（共通）	2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-148	
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		〃	
				バックホウ浚渫船		〃	
第18節 床版工	2-18-2		床版工			1-150	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
-----	---	----	----	----	-------------	---

【第4編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
公園工関係						
			高木植栽工			1-152
			中低木植栽工			〃

【第5編 下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第6節 管きょ布設	2-6		管(函)渠基礎	コンクリート		1-154
				砂・切砕・栗石		〃
			管渠	開削工		〃
第8節 推進工	2-8		管渠	推進工		〃
			管渠	シールド工		〃
			管渠・開渠			〃
第7節 マンホール工	2-7		マンホール工			〃
			マンホール基礎	碎石・栗石		〃
				均しコンクリート		〃
第10節 ポンプ場及び処理場	2-10		処理場、ポンプ場	コンクリート層		〃

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3 陪体盛土工	1-36
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	1-108
	1-4-3		パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	〃
	1-4-4		パーチカドレーン工		第3編2-7-7 パーチカドレーン工	1-110
	1-4-5		締固め改良工		第3編2-7-8 締固め改良工	〃
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9 固結工	〃
第5節 護岸基礎工	1-5-3		基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	1-60
	1-5-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	1-38
第6節 矢板護岸工	1-6-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	1-60
	1-6-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	1-38
第7節 法覆護岸工	1-7-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	1-66
	1-7-4		護岸付属物工			1-158
	1-7-5		緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	1-68
	1-7-6		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	1-66
	1-7-7		石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	1-68
	1-7-8		法枠工		第3編2-14-4 法枠工	1-142
	1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26 巨石張り、巨石積み	1-52
				巨石積み	第3編2-3-26 巨石張り、巨石積み	〃
				かごマット	第3編2-3-26 かごマット	〃
	1-7-11		吹付工		第3編2-14-3 吹付工	1-140
	1-7-11		植生工		第3編2-14-2 植生工	1-138
	1-7-12		覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	1-34
	1-7-13		羽口工	じゃかご	第3編2-3-27 じゃかご	1-54
		ふとんかご		第3編2-3-27 ふとんかご、かご枠	〃	
		かご枠		第3編2-3-27 ふとんかご、かご枠	〃	
		連節ブロック張り		第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	1-66	
第8節 擁壁護岸工	1-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	1-144
	1-8-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	〃
第9節 根固め工	1-9-3		根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック工	1-48
	1-9-5		沈床工		第3編2-3-18 沈床工	1-50
	1-9-6		捨石工		第3編2-3-19 捨石工	〃
	1-9-9		かご工	じゃかご	第3編2-3-27 じゃかご	1-54
				ふとんかご	第3編2-3-27 ふとんかご、かご枠	〃
第10節 水制工	1-10-3		沈床工		第3編2-3-18 沈床工	1-50
	1-10-4		捨石工		第3編2-3-19 捨石工	〃
	1-10-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27 じゃかご	1-54
				ふとんかご	第3編2-3-27 ふとんかご、かご枠	〃
	1-10-8		杭出し水制工			1-158
第11節 付帯道路工	1-11-3		路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	1-40
	1-11-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	1-70
	1-11-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	1-88
	1-11-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	1-96
	1-11-8		ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	1-100
	1-11-9		側溝工		第3編2-3-29 側溝工	1-56

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	1-11-10		集水樹工		第3編 2-3-30集水樹工	1-58	
	1-11-11		緑石工		第3編 2-3-5緑石工	1-38	
	1-11-12		区画線工		第3編 2-3-9区画線工	1-42	
第12節 付帯道路施設工	1-12-3		道路付属物工		第3編 2-3-16道路付属物工	〃	
	1-12-4		標識工		第3編 2-3-6小型標識工	1-38	
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3		配管工			1-158	
	1-13-4		ハンドホール工			1-160	
第2章 浚渫(川)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2		浚渫船運転工(民船・官船)		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	1-148	
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	2-3-2		浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	〃	
第4節 浚渫工(バックホー浚渫船)	2-4-2		浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	〃	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	1-36	
第4節 地盤改良工	3-4-2		固結工		第3編 2-7-9 固結工	1-110	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	1-62	
	3-5-4		場所打ち杭工		第3編 2-4-5 場所打ち杭工	〃	
	3-5-5		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	1-38	
	3-5-6	1 2		函渠工	本体工		1-160
					ヒューム管		〃
					PC管		〃
					コルゲートパイプ		〃
				ダクタイル鋳鉄管		〃	
			PC函渠		第3編 2-3-28プレキャストカルバート工	1-54	
3-5-7		翼壁工			1-162		
3-5-8		水叩工			〃		
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		第3編 2-3-17根固めブロック工	1-48	
	3-6-5		沈床工		第3編 2-3-18沈床工	1-50	
	3-6-6		捨石工		第3編 2-3-19捨石工	〃	
	3-6-7		かご工	じゃかご		第3編 2-3-27じゃかご	1-54
				ふとんかご		第3編 2-3-27ふとんかご、かご枠	〃
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		第3編 2-3-29側溝工	1-56	
	3-7-4		集水樹工		第3編 2-3-30集水樹工	1-58	
	3-7-5		暗渠工		第3編 2-3-29暗渠工	1-56	
	3-7-6		樋門接続暗渠工			第3編 2-3-28プレキャストカルバート工	1-54
第8節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	1-40	
	3-8-7		階段工		第3編 2-3-22階段工	1-50	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編 2-12-3 桁製作工用工	1-122	
	4-3-4		鋼製伸縮継ぎ手製作工		第3編 2-12-5 鋼製伸縮継ぎ手製作工	1-128	
	4-3-5		落橋防止装置製作工		第3編 2-12-6 落橋防止装置製作工	1-130	
	4-3-6		鋼製排水管製作工		第3編 2-12-10 鋼製排水管製作工	1-132	
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第3編 2-12-7 橋梁用防護柵製作工	1-130	
	4-3-9		仮設材製作工		第3編 2-12-1 仮設材製作工	1-120	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	4-3-10		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-134
第5節 軽量盛土工	4-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第6節 水門本体工	4-6-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
	4-6-5		場所打ち杭工		第3編2-4-5場所打ち杭工	〃
	4-6-6		矢板工 (遮水矢板)		第3編2-3-4矢板工	1-38
	4-6-7		床版工			1-162
	4-6-8		堰柱工			〃
	4-6-9		門柱工			〃
	4-6-10		ゲート操作台工			〃
	4-6-11		胸壁工			〃
	4-6-12		翼壁工		第6編3-5-7翼壁工	〃
	4-6-13		水叩工		第6編3-5-8水叩工	〃
第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック工	1-48
	4-7-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-50
	4-7-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	〃
	4-7-7		かご工	じやかご ふとんかご	第3編2-3-27じやかご 第3編2-3-27ふとんかご、かご枠	1-54 〃
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工工	1-40
	4-8-8		階段工		第3編2-3-22階段工	1-50
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工 (クレーン架設)		第3編2-13 架設工 (鋼橋)	1-136
	4-9-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工 (鋼橋)	〃
	4-9-6		架設工 (ケーブルエレクトリオン架設)		第3編2-13 架設工 (鋼橋)	〃
	4-9-7		架設工 (架設桁架設)		第3編2-13 架設工 (鋼橋)	〃
	4-9-8		架設工 (送出し架設)		第3編2-13 架設工 (鋼橋)	〃
	4-9-9		架設工 (トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工 (鋼橋)	〃
	4-9-10		支承工		第10編4-5-10支承工	1-198
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-58
第11節 床版工	4-11-2		床版工		第3編2-18-2床版工	1-150
第12節 橋梁現場塗装工 (鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-50
	4-12-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-202
	4-12-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	4-12-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃
4-12-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃	
第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	1-44
	4-14-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	〃
	4-14-4		プレキャストセグメント製作工 (購入工)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工 (購入工)	1-46
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	4-14-6		支承工		第10編4-5-10支承工	1-198
	4-14-7		架設工 (クレーン架設)		第3編2-13 架設工 (コンクリート橋)	1-138
	4-14-8		架設工 (架設桁架設)		第3編2-13 架設工 (コンクリート橋)	〃
	4-14-9		床版・横組み工		第3編2-18-2床版工	1-150

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	4-14-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-200	
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-15-2		支承工		第10編4-5-10支承工	〃	
	4-15-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	〃	
	4-15-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	1-46	
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2		伸縮装置工		第10編2-3-2-4伸縮装置工	1-50	
	4-16-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-202	
	4-16-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃	
	4-16-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃	
	4-16-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃	
第18節 舗装工	4-18-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-70	
	4-18-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	1-76	
	4-18-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	1-80	
	4-18-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	1-84	
	4-18-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	1-86	
	4-18-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1-88	
	4-18-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-96	
	4-18-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	1-100	
第5章 堰							
第3節 工場製作工	5-3-3		刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	1-120	
	5-3-4		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	1-122	
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	1-128	
	5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	〃	
	5-3-7		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	1-130	
	5-3-8		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	1-132	
	5-3-9		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9プレビーム用桁製作工	〃	
	5-3-12		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-130	
	5-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	〃	
	5-3-13		仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	1-120	
	5-3-14		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-11工場塗装工	1-134	
	第5節 軽量盛土工	5-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
	第6節 可動堰本体工	5-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
5-6-4			場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃	
5-6-5			オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	1-64	
5-6-6			ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃	
5-6-7			矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-38	
5-6-8			床版工		第6編4-6-7床版工	1-162	
5-6-9			堰柱工		第6編4-6-8堰柱工	〃	
5-6-10			門柱工		第6編4-6-9門柱工	〃	
5-6-11			ゲート操作台工		第6編4-6-10ゲート操作台工	〃	
5-6-12			水叩工		第6編3-5-8水叩工	〃	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	5-6-13		閉門工			1-162
	5-6-14		土砂吐工			〃
	5-6-15		取付擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	1-144
第7節 固定堰本体工	5-7-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	1-62
	5-7-3		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	〃
	5-7-5		オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	1-64
	5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃
	5-7-7		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	1-38
	5-7-8		堰本体工			1-162
	5-7-9		水叩工			〃
	5-7-10		土砂吐工			〃
	5-7-11		取付擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	1-144
	5-7-11		魚道本体工			1-164
第8節 魚道工	5-8-3		魚道本体工			〃
第9節 管理橋下部工	5-9-2		管理橋橋台工			〃
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4		架設工(クレーン架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	1-136
	5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	〃
	5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	〃
	5-10-7		架設工(架設桁架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	〃
	5-10-8		架設工(送出し架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	〃
	5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	〃
	5-10-10		支承工		第10編 4-5-10 支承工	1-198
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2		現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	1-58
第12節 床版工	5-12-2		床版工		第3編 2-18-2 床版工	1-150
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2		伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	1-50
	5-13-4		地覆工		第10編 4-8-5 地覆工	1-202
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6 橋梁用防護柵工	〃
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編 4-8-7 橋梁用高欄工	〃
	5-13-7		検査路工		第10編 4-8-8 検査路工	〃
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編 2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	1-44
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		第3編 2-3-13 ポストテンション桁製作工	〃
	5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編 2-3-13 プレキャストセグメント製作工(購入工)	1-46
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編 2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	5-15-6		支承工		第10編 4-5-10 支承工	1-200
	5-15-7		架設工(クレーン架設)		第3編 2-13 架設工(コンクリート橋)	1-138
	5-15-8		架設工(架設桁架設)		第3編 2-13 架設工(コンクリート橋)	〃
	5-15-9		床版・横組み工		第3編 2-18-2 床版工	1-150
	5-15-10		落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	1-200

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	5-16-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-200
	5-16-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	〃
	5-16-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	1-46
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	5-17-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-200
	5-17-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	1-48
	5-17-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-200
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	5-18-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-50
	5-18-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-202
	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃
	5-18-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-40
	5-20-7		階段工		第3編2-3-22階段工	1-50
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第4節 機場本體工	6-4-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
	6-4-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	6-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-38
	6-4-6		本體工			1-166
	6-4-7		燃料貯油槽工			〃
第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
	6-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	6-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-38
	6-5-6		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-144
	6-5-7		コンクリート床版工			1-166
第6節 吐出水槽工	6-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
	6-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	6-6-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-38
	6-6-6		本體工		第6編6-4-6本體工	1-166
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
	7-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-38
	7-4-6		本體工	床固め本體工		1-168
				巨石張り	第3編2-5-5石積(張)工	1-68
				根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック工	1-48
	7-4-7		取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-144
	7-4-8		水叩工	水叩工		1-168
				巨石張り	第3編2-3-26巨石張り、巨石積み	1-52
			根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック工	1-48	
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		第6編7-4-6本體工	1-168
	7-5-5		垂直壁工		第6編7-4-6本體工	〃
	7-5-6		側壁工			〃
	7-5-7		水叩工		第6編7-4-8水叩工	〃
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-144
	7-6-4		ブロック舗装工擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-66
	7-6-5		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	1-68
	7-6-6		山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1-60
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	1-34
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1-88

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-70
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-40
第9節 付属物設置工	8-9-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	〃
	8-9-5		付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	1-42
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3		防止柵工		第6編1-13-3配管工	1-158
	8-10-4		ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	1-160
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	1-138
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	1-34
	9-4-3		植生工		第3編2-14-2植生工	1-138
第5節 側帯工	9-5-2		縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27じゃかご	1-54
				連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	1-66
				コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	〃
				石張り工	第3編2-5-5石積(張)工	1-68
	9-5-3		植生工		第3編2-14-2植生工	1-138
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		第3編2-5-5石積(張)工	1-68
	9-6-4		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-66
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-40
	9-7-4		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	1-104
	9-7-5		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	〃
	9-7-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	〃
	9-7-7		排水構造物工	フレキストU型側溝・管 (函) 渠	第3編2-3-29側溝工	1-56
				集水柵工	第3編2-3-30集水柵工	1-58
	9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	1-38
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-58
	9-8-4		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	1-42

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工						
	1-3-3		鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	1-128
	1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			1-170
	1-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-134
第5節 軽量盛土工						
	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第6節 法面工						
	1-6-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-138
	1-6-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-140
	1-6-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-142
	1-6-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	〃
	1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27じゃかご 第3編2-3-27ふとんかご、かご枠	1-54 〃
第8節 コンクリート堰堤工						
	1-8-4		コンクリート堰堤本体工			1-170
	1-8-5		コンクリート副堰堤工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	〃
	1-8-6		コンクリート側壁工			〃
	1-8-8		水叩工			1-172
第9節 鋼製堰堤工						
	1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		〃
		2	鋼製堰堤本体工	透過型		〃
	1-9-6		鋼製側壁工			1-174
	1-9-7		コンクリート側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	1-170
	1-9-9		水叩工		第8編1-8-8水叩工	1-172
	1-9-10		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-58
第10節 護床工・根固め工						
	1-10-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック工	1-48
	1-10-6		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-50
	1-10-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27じゃかご 第3編2-3-27ふとんかご、かご枠	1-54 〃
第11節 砂防堰堤付属物設置工						
	1-11-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-40
第12節 付帯道路工						
	1-12-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	〃
	1-12-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-70
	1-12-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1-88
	1-12-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-96
	1-12-8		側溝工 集水柵工 縁石工 区画線工		第3編3-2-29側溝工 第3編2-3-30集水柵工 第3編2-3-5縁石工 第3編2-3-9区画線工	1-56 1-58 1-38 1-42
第13節 付帯道路施設工						
	1-13-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	〃
	1-13-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1-38
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工						
	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第4節 流路護岸工						
	2-4-4		基礎工(護岸)		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1-60
	2-4-5		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-144

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	2-4-6		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-66
	2-4-7		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	1-68
	2-4-8		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	1-158
	2-4-9		植生工		第3編2-14-2植生工	1-138
第5節 床固め工	2-5-4		床固め本体工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-170
	2-5-5		垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	〃
	2-5-6		側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	〃
	2-5-7		水叩工		第8編1-8-8水叩工	1-172
	2-5-8		魚道工			1-174
第6節 根固め・水制工	2-6-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック工	1-48
	2-6-5		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-50
			かご工	じゃかご	第3編2-3-27じゃかご	1-54
				ふとんかご	第3編2-3-27ふとんかご、かご枠	〃
				かごマット	第3編2-3-26かごマット	1-52
第7節 流路付属物設置工	2-7-2		階段工		第3編2-3-22階段工	1-50
	2-7-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-40
第3章 斜面対策						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第4節 法面工	3-4-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-138
	3-4-3		吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-140
	3-4-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-142
	3-4-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27じゃかご	1-54
				ふとんかご	第3編2-3-27ふとんかご、かご枠	〃
	3-4-6		アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編2-14-6アンカー工	1-142
	3-4-7		抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	〃
第5節 擁壁工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
	3-5-4		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-144
	3-5-5		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	〃
	3-5-6		補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	1-146
	3-5-7		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	〃
	3-5-8		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	1-178
第6節 山腹水路工	3-6-3		山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29現場打水路工	1-56
	3-6-4		山腹明暗渠工			1-174
	3-6-5		山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	1-56
	3-6-6		現場打水路工		第3編2-3-29現場打水路工	〃
	3-6-7		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1-58
第7節 地下水排除工	3-7-4		集排水ボーリング工			1-176
	3-7-5		集水井工			〃

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 地下水遮断工	3-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工吹付工	1-144
	3-8-4		固結工		第3編2-7-9 固結工	1-110
	3-8-5		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	1-38
第9節 抑止杭工	3-9-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	1-62
	3-9-4		場所打擁壁工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃
	3-9-5		シャフト工 (深礎工)		第3編2-4-6 深礎工	1-64
	3-9-6		合成杭工			1-176

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-178
				工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	1-134
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	1-108
	1-4-3		置換工		第3編2-7-3置換工	1-106
	1-4-4		サンドマット工		第3編2-7-6サンドマット工	1-108
	1-4-5		バーチカルドレーン工		第3編2-7-7バーチカルドレーン工	1-110
	1-4-6		締固め改良工		第3編2-7-8締固め改良工	〃
第5節 法面工	1-5-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-138
	1-5-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-140
	1-5-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-142
	1-5-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	〃
	1-5-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27じゃかご 第3編2-3-27ふとんかご、かご枠	1-54 〃
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第7節 擁壁工	1-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
	1-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	1-7-5		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-144
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	〃
	1-7-7		補強土壁工	補強土(テータ)壁工 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工 第3編2-15-3補強土壁工 第3編2-15-3補強土壁工	1-146 〃 〃
1-7-8		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	〃	
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-66
	1-8-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1-68
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-62
	1-9-5		場所打ち杭工		第3編2-4-5場所打ち杭工	〃
	1-9-6		場所打側溝工			1-178
	1-9-7		プレキャストカルバート工		第3編2-3-287プレキャストカルバート工	1-54
第10節 排水構造物工	1-10-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-56
	1-10-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	〃
	1-10-5		集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	1-58
	1-10-6		地下排水工		第3編2-3-29側溝工	1-56
	1-10-7		場所打水路工		第3編2-3-29現場打水路工	〃
1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	〃	
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			1-178
	1-11-5		落石防護柵工			〃
	1-11-6		防雪柵工			1-180
	1-11-7		雪崩予防柵工			〃
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			〃
	1-12-5		遮音壁本体工			〃
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	2-3-2		路床安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	1-108
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工	1-106
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-70
	2-4-6		半たわみ性舗装		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	1-76

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	2-4-7		排水性舗装工		第3編 2-6-9排水性舗装工	1-80
	2-4-8		透水性舗装工		第3編 2-6-10透水性舗装工	1-84
	2-4-9		グースアスファルト舗装工		第3編 2-6-11グースアスファルト舗装工	1-86
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編 2-6-12コンクリート舗装工	1-88
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13薄層カラー舗装工	1-96
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編 2-6-14ブロック舗装工	1-100
	2-4		歩道路盤工			1-182
	2-4		取合舗装路盤工			〃
	2-4		路肩舗装路盤工			〃
	2-4		歩道舗装工			〃
	2-4		取合舗装工			〃
	2-4		路肩舗装工			〃
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	2-5-3		側溝工		第3編 2-3-29側溝工	1-56
	2-5-4		管渠工		第3編 2-3-29側溝工	〃
	2-5-5		集水溝・マンホール工		第3編 2-3-30集水溝工	1-58
	2-5-6		地下排水工		第3編 2-3-29暗渠工	1-56
	2-5-7		場所打ち水路工		第3編 2-3-29現場水路工	〃
	2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編 2-3-29側溝工	1-56
	2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			1-184
第6節 縁石工	2-6-3		縁石工		第3編 2-3-5縁石工	1-38
第7節 路掛版工	2-7-4		路掛版工	コンクリート工		1-184
				ラバーシュー		〃
				アンカーボルト		〃
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編 2-3-8路側防護柵工	1-40
	2-8-4		防止柵工		第3編 2-3-7防止柵工	〃
	2-8-5		ボックスビーム工		第3編 2-3-8路側防護柵工	〃
	2-8-6		車止めポスト		第3編 2-3-7防止柵工	〃
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編 2-3-6小型標識工	1-38
	2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		1-184
		2	大型標識工	標識柱工		〃
第10節 区画線工	2-9-3		小型標識工		第3編 2-3-9区画線工	1-42
第12節 道路付属施設工	2-12-4		道路付属物工		第3編 2-3-10道路付属物工	〃
		1	ケーブル配管工	ケーブル配管工		1-186
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		〃
2-12-6		照明工	照明柱基礎工		〃	
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		第3編 2-12-1刃口金物製作工	1-120
	3-3-3		鋼製橋脚製作工			1-188
	3-3-4		アンカーフレーム製作工		第3編 2-12-8アンカーフレーム製作工	1-130
	3-3-5		工場塗装工		第3編 2-12-11工場塗装工	1-134
第5節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3路体盛土工	1-36
第6節 橋台工	3-6-3		既製杭工		第3編 2-4-4既製杭工	1-62
	3-6-4		場所打杭工		第3編 2-4-5場所打杭工	〃
	3-6-5		深礎工		第3編 2-4-6深礎工	1-64
	3-6-6		オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7オープンケーソン基礎工	〃
	3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃
	3-6-8		橋台躯体工			1-190

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 RC橋脚工	3-7-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	1-62	
	3-7-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	〃	
	3-7-5		深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	1-64	
	3-7-6		オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	〃	
	3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	3-7-8		鋼管矢板基礎工		第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工	1-66	
	3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式			1-192
				重力式 半重力式		第10編 3-7-9 橋脚躯体工 第10編 3-7-9 橋脚躯体工	〃 〃
		2	橋脚躯体工	ラーメン式			1-194
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	1-62	
	3-8-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	〃	
	3-8-5		深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	1-64	
	3-8-6		オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	〃	
	3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	3-8-8		鋼管矢板基礎工		第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工	1-66	
	3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型			1-194
				門型			1-196
	3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型			〃
				門型			〃
	3-8-11		現場継手工				〃
	3-8-12		現場塗装工			第3編 2-3-31 現場塗装工	1-58
第9節 護岸基礎工	3-9-3		基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	1-60	
	3-9-4		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	1-38	
第10節 矢板護岸工	3-10-3		笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	1-60	
	3-10-4		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	1-38	
第11節 法覆護岸工	3-11-2		コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	1-66	
	3-11-3		護岸付属物工		第6編 1-7-4 護岸付属物工	1-158	
	3-11-4		緑化ブロック工		第3編 2-5-4 緑化ブロック工	1-68	
	3-11-5		環境護岸ブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	1-66	
	3-11-6		石積(張)工		第3編 2-5-5 石積(張)工	1-68	
	3-11-7		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	1-142	
	3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り		第3編 2-3-26 巨石張り、巨石積み	1-52
				巨石積み		第3編 2-3-26 巨石張り、巨石積み	〃
				かごマット		第3編 2-3-26 かごマット	〃
	3-11-9		吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	1-140	
	3-11-10		植生工		第3編 2-14-2 植生工	1-138	
	3-11-11		覆土工		第1編 2-3-5 法面整形工	1-34	
3-11-12		羽口工	じゃかご		第3編 2-3-27 じゃかご	1-54	
			ふとんかご		第3編 2-3-27 ふとんかご、かご枠	〃	
			かご枠		第3編 2-3-27 ふとんかご、かご枠	〃	
			連節ブロック張り		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	1-66	
第12節 擁壁護岸工	3-11-2		場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	1-144	
	3-12-4		プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	〃	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編 2-12-3 桁製作工	1-122	
	4-3-4		検査路製作工		第3編 2-12-4 検査路製作工	1-128	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		第3編 2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	1-128
	4-3-6		落橋防止装置製作工		第3編 2-12-6 落橋防止装置製作工	1-130
	4-3-7		鋼製排水管製作工		第3編 2-12-10 鋼製排水管製作工	1-132
	4-3-8		橋梁用防護柵製作工		第3編 2-12-7 橋梁用防護柵製作工	1-130
	4-3-9		橋梁用高欄製作工			1-198
	4-3-10		横断歩道橋製作工		第3編 2-12-3 柵製作工	1-122
	4-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編 2-12-8 アンカーフレーム製作工	1-130
	4-3-13		工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	1-134
第5節 鋼橋架設工	4-5-4		架設工（クレーン架設）		第3編 2-13架設工（クレーン架設）	1-136
	4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編 2-13架設工（ケーブルクレーン架設）	〃
	4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編 2-13架設工（ケーブルエレクション架設）	〃
	4-5-7		架設工（架設桁架設）		第3編 2-13架設工（架設桁架設）	〃
	4-5-8		架設工（送出し架設）		第3編 2-13架設工（送出し架設）	〃
	4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		第3編 2-13架設工（トラベラークレーン架設）	〃
	4-5-10	1	支承工	鋼製支承		1-198
	2	支承工	ゴム支承		1-200	
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3		現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	1-58
第7節 床版工	4-7-2		床版工		第3編 2-18-2 床版工	1-150
第8節 橋梁付属物工	4-8-2		伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	1-50
	4-8-3		落橋防止装置工			1-200
	4-8-5		地覆工			1-202
	4-8-6		橋梁用防護柵工			〃
	4-8-7		橋梁用高欄工			〃
	4-8-8		検査路工			〃
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	1-62
	4-9-4		場所打ち杭工		第3編 2-4-5 場所打ち杭工	〃
	4-9-5		橋脚フーチング工	I型	第10編 3-8-9 橋脚フーチング工	1-194
				T型	第10編 3-8-9 橋脚フーチング工	〃
	4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		第3編 2-13 架設工（鋼橋）	1-136
4-9-7		現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	1-58	
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	5-3-2		プレフォーム桁製作工		第3編 2-12-9 プレフォーム桁製作工	1-132
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第3編 2-12-7 橋梁用防護柵製作工	1-130
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編 2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	1-128
	5-3-5		検査路製作工		第3編 2-12-4 検査路製作工	〃
	5-3-6		工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	1-134

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編 2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-44
				スラブ橋	第3編 2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	〃
	5-5-3		ポストテンション桁製作工		第3編 2-3-13ポストテンション桁製作工	〃
	5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		第3編 2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	1-46
	5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編 2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	5-5-6		支承工		第10編 4-5-10支承工	1-200
	5-5-7		架設工（クレーン架設）		第3編 2-13架設工（クレーン架設）	1-138
	5-5-8		架設工（架設桁架設）		第3編 2-13架設工（架設桁架設）	〃
	5-5-9		床版・横組工		第3編 2-18-2床版工	1-150
	5-5-10		落橋防止装置工		第10編 4-8-3落橋防止装置工	1-200
第6節 プレベーム桁橋工	5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		1-204
	5-6-3		支承工		第10編 4-5-10支承工	1-200
	5-6-4		架設工（クレーン架設）		第3編 2-13架設工（クレーン架設）	1-138
	5-6-5		架設工（架設桁架設）		第3編 2-13架設工（架設桁架設）	〃
	5-6-6		床版・横組工		第3編 2-18-2床版工	1-150
	5-6-9		落橋防止装置工		第10編 4-8-3落橋防止装置工	1-200
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-3		支承工		第10編 4-5-10支承工	〃
	5-7-4		PCホロースラブ製作工		第3編 2-3-15PCホロースラブ製作工	1-46
	5-7-5		落橋防止装置工		第10編 4-8-3落橋防止装置工	1-200
第8節 RCホロースラブ橋工	5-7-3		支承工		第10編 4-5-10支承工	〃
	5-7-4		RCホロースラブ製作工		第3編 2-3-15PCホロースラブ製作工	1-46
	5-7-5		落橋防止装置工		第10編 4-8-3落橋防止装置工	1-200
第9節 PC版桁橋工	5-9-2		PC版桁製作工		第3編 2-3-15PCホロースラブ製作工	1-46
第10節 PC箱桁橋工	5-10-3		支承工		第10編 4-5-10支承工	1-200
	5-10-4		PC箱桁製作工		第3編 2-3-16PC箱桁製作工	1-48
	5-10-5		落橋防止装置工		第10編 4-8-3落橋防止装置工	1-200
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁橋工		第3編 2-3-16PC箱桁製作工	1-48
	5-11-3		支承工		第10編 4-5-10支承工	1-200
	5-11-4		架設工（片持架設）		第3編 2-13架設工（コンクリート橋）	1-138
第12節 PC押出し箱桁橋工	5-12-2		PC押出し箱桁橋工		第3編 2-3-16PC押出し箱桁製作工	1-48
	5-12-3		架設工（押出架設）		第3編 2-13架設工（コンクリート橋）	1-138
第13節 橋梁付属物工	5-13-2		伸縮装置工		第3編 2-3-24伸縮装置工	1-50
	5-13-4		地覆工		第10編 4-8-5地覆工	1-202
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編 4-8-7橋梁用高欄工	〃
	5-13-7		検査路工		第10編 4-8-8検査路工	〃
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			1-204
	6-4-4		ロックボルト工			〃

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			1-206
	6-5-4		側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	＃
	6-5-5		床版コンクリート工			＃
第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工			1-208
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1-56
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			1-208
	6-8-5		明り巻工			1-210
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-134
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			1-212
	11-6-4		カラー継ぎ手工			＃
	11-6-5	1	防水工	防水		＃
		2	防水工	防水保護工		＃
	3	防水工	防水壁		1-214	
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			＃
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工	管路部		1-214
	12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		1-216
	12-5-4		現場打ボックス工	特殊部	第10編11-6-2現場打躯体工	1-212
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			1-216
第13章 情報ボックス工						
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	1-216
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	14-4-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	1-104
	14-4-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	＃
	14-4-5		切削オーバーレイ工			1-218
	14-4-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	1-104
	14-4-7		路上再生工			1-218
	14-4-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-96
第5節 排水構築物工	14-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-56
	14-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	＃
	14-5-5		集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	1-58
	14-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1-56
	14-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29現場打水路工	＃
	14-5-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	＃
第6節 防護柵工	14-6-2		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-40
	14-6-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	＃
	14-6-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	＃
	14-6-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	＃
第7節 標識工	14-7-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1-38
			大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	1-184
			道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1-42
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1-42
	14-8-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	1-186
	14-8-6		照明工		第10編2-12-6照明工	＃
第9節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-36
第10節 擁壁工	14-10-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-144
	14-10-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	＃
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-66
	14-11-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1-68
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	1-178
	14-12-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1-54
第13節 法面工	14-13-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-138

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	14-13-3		法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	1-140
	14-13-4		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	1-142
	14-13-6		アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	〃
	14-13-7		かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 じゃかご	1-54
				ふとんかご	第3編 2-3-27 ふとんかご、かご枠	〃
第15節 橋梁付属物工	15-15-2		伸縮継ぎ手工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	1-50
	15-15-4		地覆工		第10編 4-8-5 地覆工	1-202
	15-15-5		橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6 橋梁用防護柵工	〃
	15-15-6		橋梁用高欄工		第10編 4-8-7 橋梁用高欄工	〃
	15-15-7		検査路工		第10編 4-8-8 検査路工	〃
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		第3編 2-3-11 コンクリート面塗装工	1-42
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	16-3-4		補強材製作工			1-220
	16-3-5		落橋防止装置製作工		第3編 2-12-6 落橋防止装置製作工	1-130
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		第3編 2-6-15 路面切削工	1-104
	16-5-4		舗装打換え工		第3編 2-6-16 舗装打換え工	〃
	16-5-5		切削オーバーレイ工		第10編 14-4-5 切削オーバーレイ工	1-218
	16-5-6		オーバーレイ工		第3編 2-6-17 オーバーレイ工	1-104
	16-5-7		路上再生工		第10編 14-4-7 路上再生工	1-218
	16-5-8		薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	1-96
第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	1-56
	16-6-4		管渠工		第3編 2-3-29 側溝工	〃
	16-6-5		集水樹・マンホール工		第3編 2-3-30 集水樹工	1-58
	16-6-6		地下排水工		第3編 2-3-29 暗渠工	1-56
	16-6-7		場所打水路工		第3編 2-3-29 現場打水路工	〃
	16-6-8		排水工		第3編 2-3-29 側溝工	〃
第7節 縁石工	17-7-3		縁石工		第3編 2-3-5 縁石工	1-38
第8節 防護柵工	16-8-3		路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	1-40
	16-8-4		防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	〃
	16-8-5		ボックスヒーム工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	〃
	16-8-6		車止めポスト工		第3編 2-3-7 防止柵工	〃
第9節 標識工	16-9-3		小型標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	1-38
	16-9-4		大型標識工		第10編 2-9-4 大型標識工	1-184
第10節 区画線工	16-10-2		区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	1-42
第12節 道路付属施設工	16-12-4		道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	〃
	16-12-5		ケーブル配管工		第10編 2-12-5 ケーブル配管工	1-186
	16-12-6		照明工		第10編 2-12-6 照明工	〃
第13節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	1-36
第14節 擁壁工	16-14-3		場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	1-144
	16-14-4		プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	〃
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3		コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	1-66
	16-15-4		石積(張)工		第3編 2-5-5 石積(張)工	1-68
第16節 カルバート工	16-16-4		場所打函渠工		第10編 1-9-6 場所打函渠工	1-178
	16-16-5		プレキャストカルバート工		第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工	1-54
第17節 法面工	16-17-2		植生工		第3編 2-14-2 植生工	1-138
	16-17-3		法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	1-140
	16-17-4		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	1-142
	16-17-6		アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	〃
	16-17-7		かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 じゃかご	1-54
				ふとんかご	第3編 2-3-27 ふとんかご、かご枠	〃

【第10編 道路編】

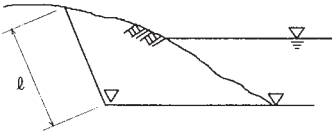
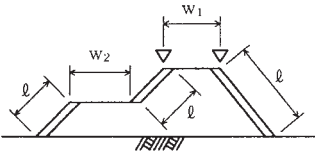
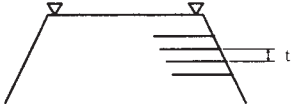
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第18節 落石雪害防止工	18-18-4		落石防止網工		第10編 1-11-4 落石防止網工	1-178
	18-18-5		落石防護柵工		第10編 1-11-5 落石防護柵工	〃
	18-18-6		防雪柵工		第10編 1-11-6 防雪柵工	1-180
	18-18-7		雪崩予防柵工		第10編 1-11-7 雪崩予防柵工	〃
第20節 鋼桁工	16-20-3		鋼桁補強工		第10編 16-3-4 桁補強材製作工	1-220
第21節 橋梁支承工	16-21-3		鋼橋支承工		第10編 4-5-10 支承工	1-198
	16-21-4		PC橋支承工		第10編 4-5-10 支承工	1-200
第22節 橋梁付属物工	16-22-3		伸縮継ぎ手工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	1-50
	16-22-4		落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	1-200
	16-22-6		地覆工		第10編 4-8-5 地覆工	1-202
	16-22-7		橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6 橋梁用防護柵工	〃
	16-22-8		橋梁用高欄工		第10編 4-8-7 橋梁用高欄工	〃
	16-22-9		検査路工		第10編 4-8-8 検査路工	〃
第25節 現場塗装工	16-25-3		橋梁塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	1-58
	16-25-6		コンクリート面塗装工		第3編 2-3-11 コンクリート面塗装工	1-42

出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基 準 高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 5 \text{ m}$	-200
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長-4%
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基 準 高 ∇	-50	
						法長 l	$l < 5 \text{ m}$	-100
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長-2%
						幅 w_1, w_2		-100
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	-50	
						厚 さ t	-50	
						控 え 長 さ	設計値以上	

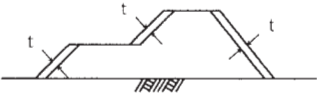
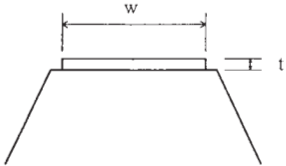
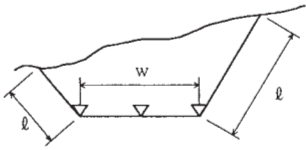
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25
							t ≥ 15cm	-50
						幅	w	-100
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%
						幅	w	-100

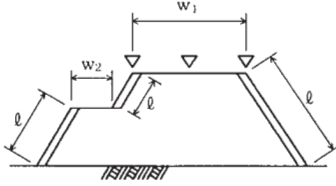

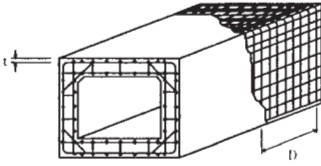
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
<p>幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200m につき 1 箇所、200m 以下は 2 箇所、中央で測定。</p>		
<p>施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 l	$l < 5 \text{ m}$	-100
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長-2%
						幅 w_1, w_2	-100	
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	$\pm \phi$	
						かぶり t	$\pm \phi$ かつ 最小かぶり 以上	

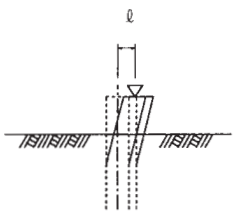
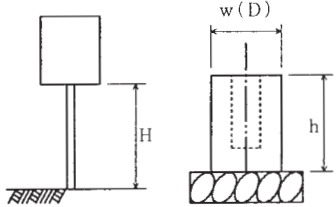
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
<p>$d = \frac{D}{n-1}$</p> <p>D：n本間の延長 n：10本程度とする ϕ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編 13.2）参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。</p> <p>注 1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編 2-18-2 床版工を適用する。</p> <p>注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスガバート（工場制作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						変 位	100
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上

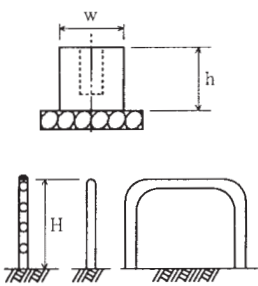
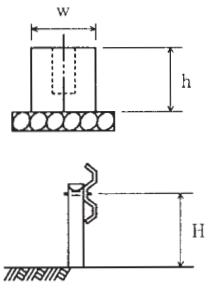
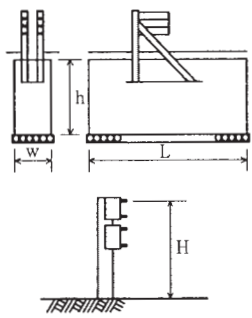
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 箇所、延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		
<p>1 箇所 / 1 基</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
							パイプ取付高 H	+30 -20
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
							ビーム取付高 H	+30 -20
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
							延 長 L	-100
							ケーブル取付高 H	+30 -20

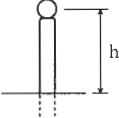
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 箇所測定。</p> <p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		
<p>1 箇所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 箇所 / 1 施工箇所。</p> <p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		
<p>1 箇所 / 1 基礎毎</p> <p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋塗装 ・防食便覧Ⅱ- 74 「表-Ⅱ .5.5 各塗料の 標準使用量と 標準膜厚」の 標準使用量以 上。

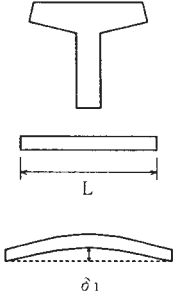
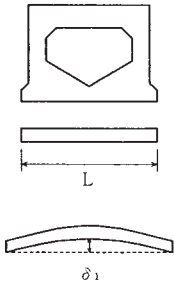
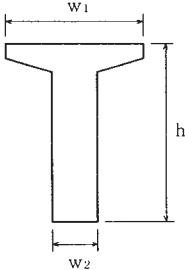
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		
<p>塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。</p> <p>1ロットの大きさは500 m²とする。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そり δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そり δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	+10 -5
						幅 (下) w_2	± 5
						高 さ h	+10 -5
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell$ -5) かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ

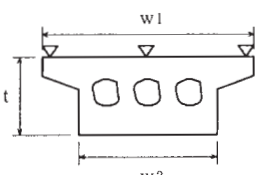
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。</p>		
<p>桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。</p>		
<p>桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	13		プレキャストセグメント 製作工（購入工）	桁 長 l	—
						断面の外形寸法 (mm)	—
3	2	3	14		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 l 支 間 長	$l < 15 \cdots \pm 10$ $l \geq 15 \cdots \pm$ $(l - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	$0.8 l$
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	-5 ~ +30
						厚 さ t	-10 ~ +20
						桁 長 l	$l < 15 \cdots \pm 10$ $l \geq 15 \cdots \pm$ $(l - 5)$ かつ -30 以内

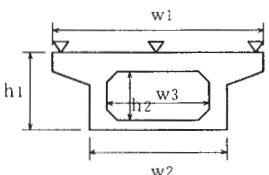
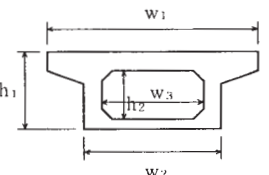
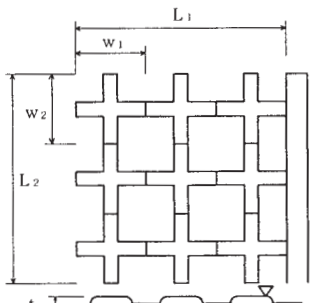
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。</p>		
<p>桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。</p> <p>ℓ：支間長 (m)</p>		
<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長 (m)</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	±20	
						幅 (上) w_1	- 5 ~ +30	
						幅 (下) w_2	- 5 ~ +30	
						内 空 幅 w_3	± 5	
						高 さ h_1	+10 - 5	
						内空高さ h_2	+10 - 5	
						桁 長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l - 5)$ かつ -30 以内	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅 (上) w_1	- 5 ~ +30	
						幅 (下) w_2	- 5 ~ +30	
						内 空 幅 w_3	± 5	
						高 さ h_1	+10 - 5	
						内空高さ h_2	+10 - 5	
						桁 長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l - 5)$ かつ -30 以内	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	基 準 高 ▽	層 積	±100
							乱 積	± t / 2
							厚 さ t	- 20
						幅 w_1 w_2	層 積	- 20
							乱 積	- t / 2
						延 長 L_1 L_2	層 積	- 200
							乱 積	- t / 2

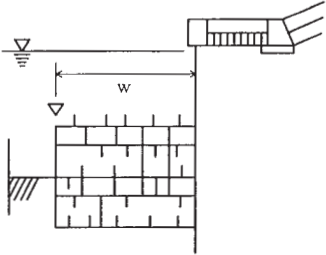
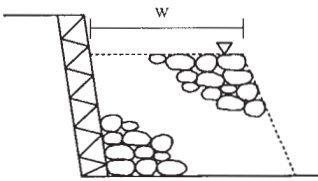
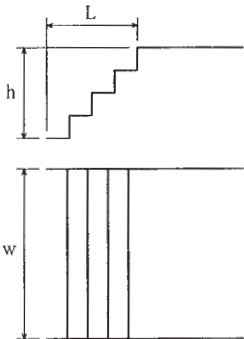

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 2-18-2 床版工に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長（m）</p>		
<p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 箇所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 2-18-2 床版工に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長（m）</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ∇	± 150
						幅 w	± 300
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ∇	-100
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	-30
						高 さ h	-30
						長 さ L	-30
						段 数	± 0 段
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$

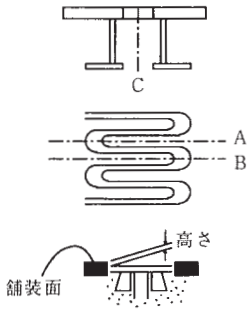
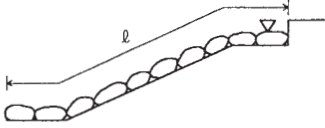
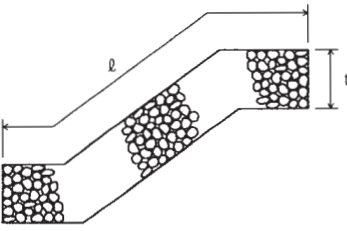
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
1組毎		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1箇所、延長 40m （又は 50m）以下のものは 1施工箇所 につき 2箇所。</p>		
1回／1施工箇所		
両端及び中央部付近を測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3
							車線方向各点誤差の相対差	3
							表面の凹凸	3
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2
							縦方向間隔	±2
							横方向間隔	±5
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2
3	2	3	26	1	巨石張り、巨石積み	基準高 ∇	±500	
						法 長 l	-200	
						延 長 L	-200	
3	2	3	26	2	かごマット	法 長 l	-100	
						厚 さ t	-0.2 t	
						延 長 L	-200	

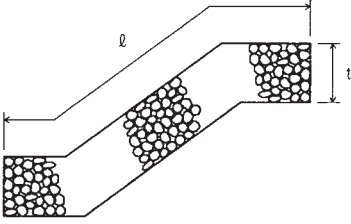
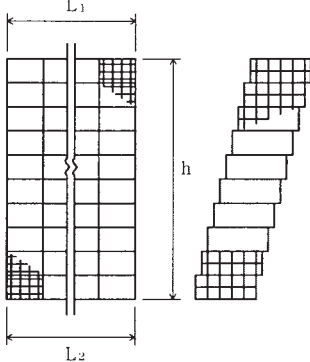
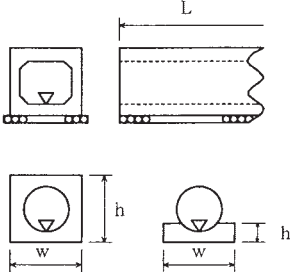
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p>	 <p>The diagram illustrates measurement points for road height. It shows a cross-section of a road with points C, A, and B, and a perspective view of a road surface with a height measurement point.</p>	
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき1箇所、延長 40m （又は 50m）以下のものは1施工箇所 につき2箇所。</p>	 <p>The diagram shows a road section with a slope and a measurement point. The length of the section is labeled as l.</p>	
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき1箇所、延長 40m （又は 50m）以下のものは1施工箇所 につき2箇所。</p>	 <p>The diagram shows a road section with a slope and a measurement point. The length of the section is labeled as l, and the thickness of the road surface is labeled as t.</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	じゃかご	法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50
							ℓ ≥ 3 m	-100
						厚 さ t		-50
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	ふとんかご、かご枠	高 さ h		-100
						延 長 L ₁ , L ₂		-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 プ レ キ ャ ス ト カ ル バ ー ト 工	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ▽		±30
						※幅 w		-50
						※高 さ h		-30
						延 長 L		-200

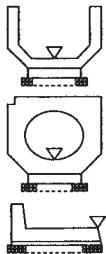
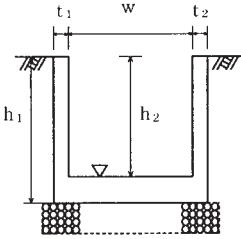
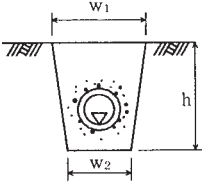
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	現場打水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工につき 2 箇所。 <u>（なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。）</u></p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水榭工	基 準 高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>

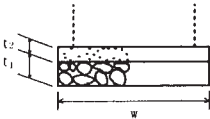
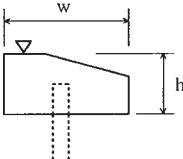
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500 m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t_1, t_2	-30
						延 長 L	各構造物の規格 値による
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 ∇	±30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

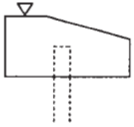
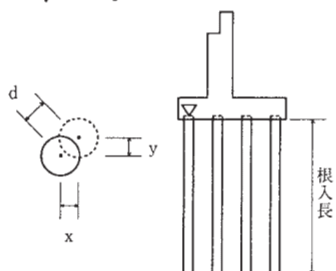
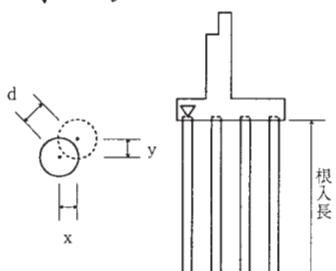
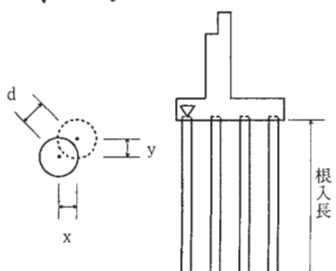
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所、延長 40m （又は 50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所、延長 40m （又は 50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
3	2	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント 杭）	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	100 以内
						傾 斜	1/100 以内
						杭 径	設計値以上
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
						杭 径	{設計径（公称 径）-30} 以上

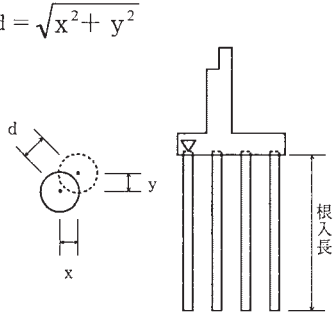
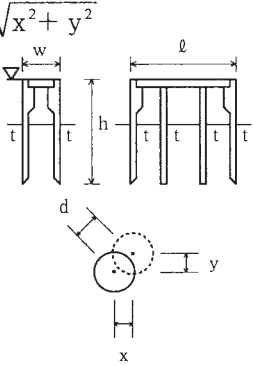
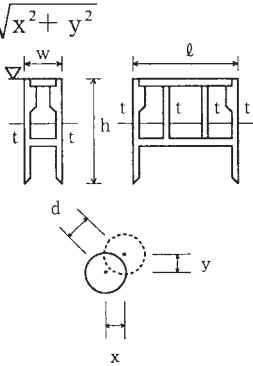
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>全数について杭中心で測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	
<p>全数について杭中心で測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	
<p>全数について杭中心で測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深基礎工	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内
						傾 斜	1/50 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ∇	± 100
						ケーソンの長さ l	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さ h	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏 心 量 d	300 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ∇	± 100
						ケーソンの長さ l	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さ h	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏 心 量 d	300 以内

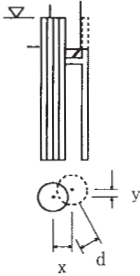
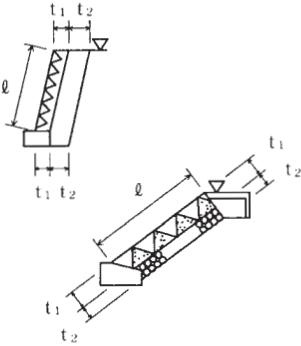
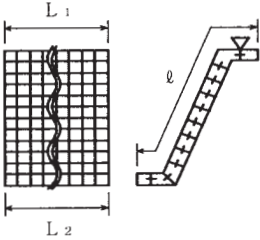
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>全数について杭中心で測定。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
<p>壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
<p>壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ∇	± 100	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	300 以内	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 l	$l < 3 \text{ m}$	-50
							$l \geq 3 \text{ m}$	-100
						厚さ (ブロック積張) t_1		-50
						厚さ (裏込) t_2		-50
						延 長 L		-200
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 l	-100	
						延長 L_1, L_2	-200	

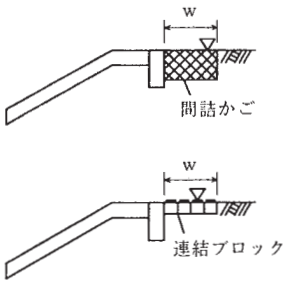
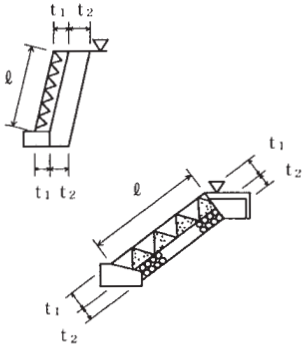
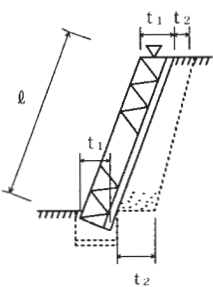
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w	-100	
						延 長 L	-200	
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 3 \text{ m}$	-50
							$l \geq 3 \text{ m}$	-100
							厚さ (ブロック) t_1	-50
							厚さ (裏込) t_2	-50
							延 長 L	-200
3	2	5	5		石積 (張) 工	基 準 高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 3 \text{ m}$	-50
							$l \geq 3 \text{ m}$	-100
							厚さ (石積・張) t_1	-50
							厚さ (裏込) t_2	-50
	延 長 L	-200						

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (\bar{X}_{10})	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m² 以上 10,000 m² 未満</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</p>	<p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (\bar{X}_{10})	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	ア ス フ ア ル ト 舗 装 工 (上 層 路 盤 工) セ メ ン ト (石 灰) 安 定 処 理 工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	ア ス フ ア ル ト 舗 装 工 (加 熱 ア ス フ ア ル ト) 安 定 処 理 工	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所を割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所を割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。<u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>コアー採取について <u>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</u></p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	-12	- 3	- 4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所を割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上 3,000 t 未満</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所を割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</u></p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</u></p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	—		3mプロファイルメー (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以 下	

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p><u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m² に 1 個の割でコアを採取して測定。</p> <p><u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m² に 1 個の割でコアを採取して測定。</p> <p><u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m²毎に 1 個の割でコアを採取して測定。</p> <p><u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (\bar{X}_{10})	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は延長 40m毎に 1箇所を割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1箇所を割に測定。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所を割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1箇所を掘り起こして測定。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p>	<p>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所を割とし、厚さは、1000 m²に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下		

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。<u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。<u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1000 m²毎に 1個の割でコアーを採取して測定。<u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100		—
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所測定。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u> ※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアの採取について 橋面舗装等でコアの採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所コアを採取して測定。<u>ただし、600m 未満の場合は最低 3 個とする。</u> ※歩道舗装に適用する。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	— 3mプロファイルメー (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以 下			

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、1000 m²に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、1000 m²に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、1000 m²毎に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。なお、<u>厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u></p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m² 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。なお、<u>厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u></p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50		—
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	- 9	-12	- 3
						幅	-25		—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5
						幅	-25		—
						平坦性	—		コンクリートの硬化後 3mプロフィルメータ—により機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下
						目地段差	± 2		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50		—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p>	<p>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	
						幅	-35		—
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。	
						目地段差	±2		

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1箇所割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p>	<p>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (\bar{X}_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50		—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5
						幅	-50		—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	-12	- 3
						幅	-25		—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。<u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。<u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>	<p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に 1個の割でコアーを採取して測定。<u>ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</u></p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚さ	-45		-15
						幅	-50		—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1箇所¹の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1箇所¹を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1箇所¹の割に測定。<u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u></p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所¹の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1箇所¹を掘り起こして測定。<u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u></p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (\bar{X}_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	厚 さ	-15	-20	-5
						幅	-50		—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

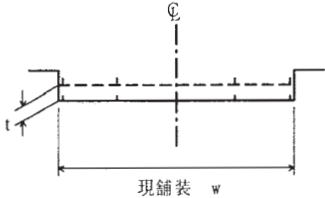
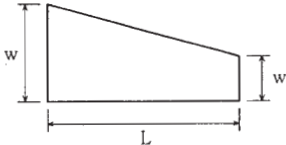
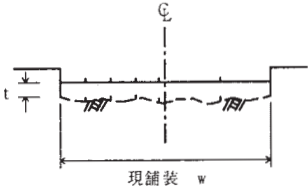
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に 1個割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に 1個割でコアーを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>	<p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に 1個割でコアーを採取して測定。ただし、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
3	2	6	15		路面切削工	厚 さ t	-7	-2
						幅 w	-25	-
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50
							延長L	-100
							厚さt	該当工種
						舗設工	幅 w	-25
							延長L	-100
							厚さt	該当工種
3	2	6	17		オーバーレイ工	厚 さ t	-9	
						幅 w	-25	
						延 長 L	-100	
						平 坦 性	-	3m ² プロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下

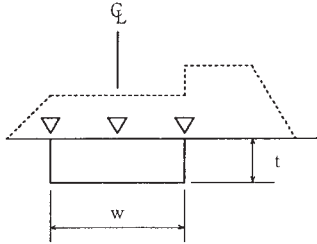
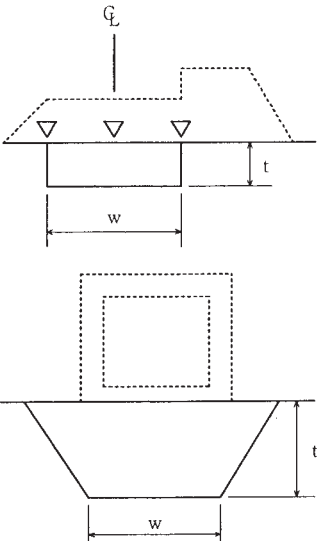
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは 40mm 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>		
<p>各層毎 1箇所/1 施工箇所</p>		
<p>厚さは 40mm 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に 1箇所/の割とし、延長 80m 未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ∇	± 50
						置 換 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

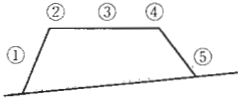
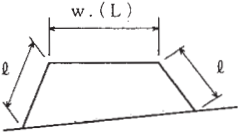
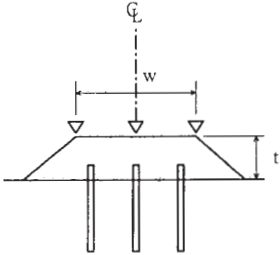
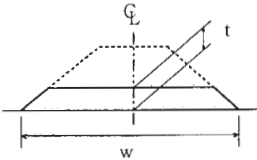
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>延長40m毎に1箇所割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3	2	7	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

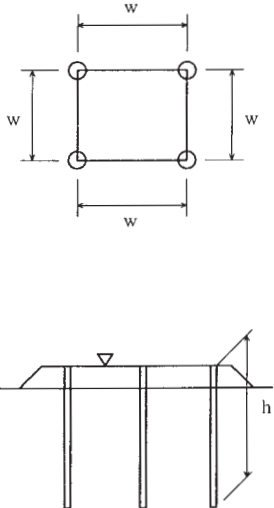
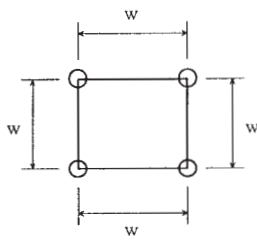
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		
<p>w. (L) は施工延長 40mにつき 1 箇所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法層で行う。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
			打込長さ h		設計値以上		
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50
						位置・間隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 l	設計値以上

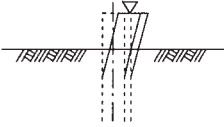
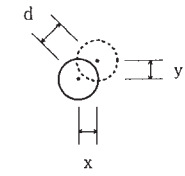
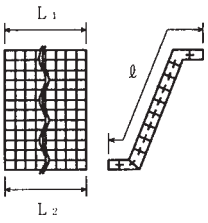
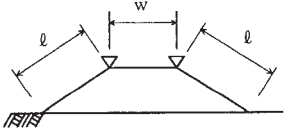
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。</p>	 <p>※余長は、適用除外</p>	
<p>全本数 計器管理にかえることができる。</p>		
<p>100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。</p>		
<p>全本数</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	±100
						根 入 長	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ l	設計深さ以上
						配 置 誤 差 d	100
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 l	-100
						延 長 L_1 L_2	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 l	-100

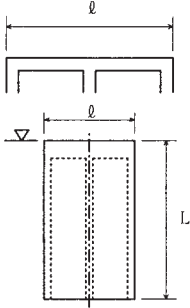
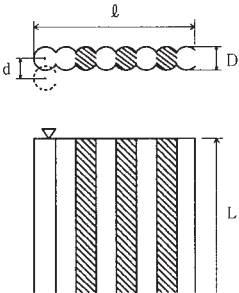
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1箇所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 （任意仮設は除く）</p>		
<p>全数 （任意仮設は除く）</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 50mにつき 1箇所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 （任意仮設は除く）</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ∇	± 50
						連壁の長さ l	-50
						変 位	300
						壁 体 長 L	-200
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ∇	± 50
						連壁の長さ l	-50
						変 位 d	D/4 以内
						壁 体 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 50mにつき 1 箇所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25 mの場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 箇所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25 mの場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 箇所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		<p>D：杭径</p>

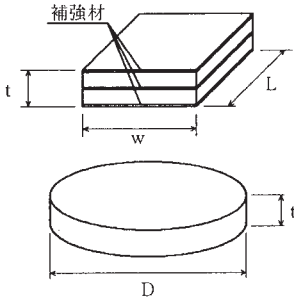
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値						
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との 接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0		
										中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ		
											≤1000mm	1以下	
											センターボスを基準にした孔位置のずれ		
											>1000mm	1.5以下	
										アンカーボルト用孔(鑄放し)	孔の直径	≤100mm	+3 -1
											>100mm	+4 -2	
										孔の中心距離		JIS B 0403-95 CT13	
										センターボス	ボスの直径	+0 -1	
											ボスの高さ	+1 -0	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向 の長さ寸法	JIS B 0403-95 CT13		
						全 移 動 量 ℓ	$\ell \leq 300\text{mm}$	± 2	
							$\ell > 300\text{mm}$	$\pm \ell / 100$	
						組 立 高 さ H	上、下面加工仕上げ		± 3
							コ ン ク リ ー ト 構 造 用	$H \leq 300\text{mm}$	± 3
								$H > 300\text{mm}$	($H/200+3$) 小数 点以下切り捨て
						普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)		JIS B 0403-95 CT14
							鑄放し肉厚寸法 ※1)		JIS B 0403-95 CT15
							削り加工寸法		JIS B 0405-91 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417-79 B 級
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$	
							$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$	
						厚 さ t	$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5	
							$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$	
							$160 < t$	± 4	
						平 面 度		1	

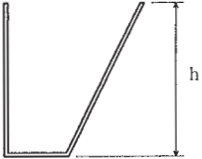
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>製品全数を測定。</p> <p>※ 1) 片面削り加工も含む。</p> <p>※ 2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。</p>		
<p>製品全数を測定。</p> <p>平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$
							刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < h \leq 2.0$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	4	刃口金物製作工	部 材	外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$

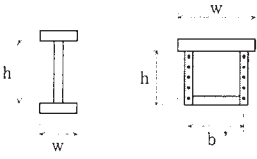
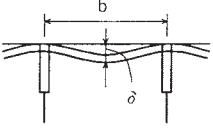
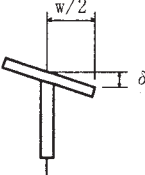
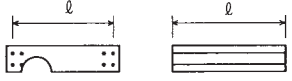
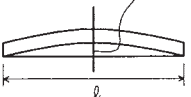
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。	 A technical drawing of a Z-shaped profile. It consists of a vertical leg on the left, a horizontal base, and a diagonal leg on the right. A vertical dimension line on the right side of the diagonal leg is labeled with the letter 'h', indicating the height of that leg.	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$
							腹板高 h (m)	$\pm 4 \cdots \cdots$
							腹板間隔 b' (m)	$1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$
							板鋼げた及びトラス等の部材の腹平板	$h / 250$
							箱げた及びトラス等のフランジ	$b / 150$
							鋼床版のデッキプレート	
							フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$
							部 材 長 l (m)	鋼げた
トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots \cdots$ $l \leq 10$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $l > 10$							
		圧縮材の曲がり δ (mm)	$l / 1000$					

単位：mm

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。		 <p>I型鋼げた トラス弦材</p>	
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)			
			
原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。			
—	主要部材全数を測定。 l：部材長 (mm)		

※規格値のw, lに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値のh, b, w, lに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$	
						主げた、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$	
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\cdots \cdots h > 5$	
						仮 組 立 精 度	主げた、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots \cdots L > 100$
							主げた、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots \cdots$ $80 < L \leq 200$
						主げた、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	
						主げた、主構の鉛直 度 δ (mm)	$3+h/1,000$	
						現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5	

単位：mm

測定基準		測定箇所	摘要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた、主構全数を測定。			
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
各主げたについて 10～12m間隔を測定。 L：主げたの 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		
どちらか一方の主げた（主構）端を測定。			
各主桁の両端部を 測定。 h：主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
主げた、主構の全継手数の1/2を 測定。 δ1、δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス を認めない。			

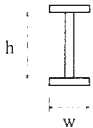
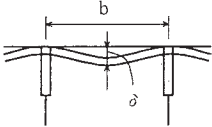
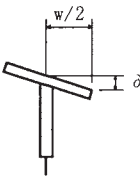
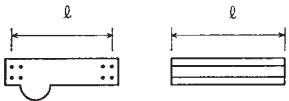
※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅w (m)	± 2 …… w ≤ 0.5
						腹板高 h (m)	± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0
						腹板間隔 b' (m)	± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w
						板の平面度 δ (mm)	鋼げた等の部材の腹板 h / 250
						箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート b / 150	
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200
						部材長 ℓ (m)	鋼げた ± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。</p>	 <p>I型鋼げた</p>	
<p>主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。</p> <p>h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)</p>	 	
<p>主要部材全数を測定。</p>		

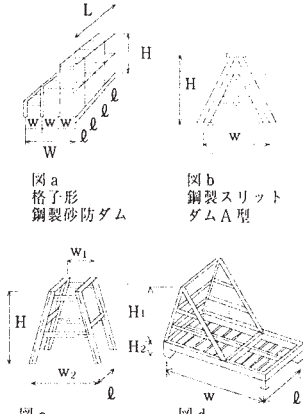

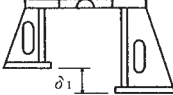

※規格値のw, lに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮 組立時))	部 材 の 水 平 度	10	
						堤 長 L	±30	
						堤 長 ℓ	±10	
						堤 幅 W	±30	
						堤 幅 w	±10	
						高 さ H	±10	
						ベースプレートの高さ	±10	
						本 体 の 傾 き	±H/500	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	4		検査路製作工	部 材	部材長 ℓ (m) ± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長w (m) 0~+30	
						仮 組 立 時	組 合 せ る 伸 縮 装 置 と の 高 さ の 差 δ ₁ (mm)	設 計 値 ± 4
							フ ィ ン ガ ー の 食 い 違 い δ ₂ (mm)	± 2

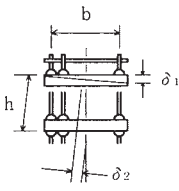
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
全数を測定。	 <p>図a 格子形鋼製砂防ダム 図b 鋼製スリットダムA型 図c 鋼製スリットダムB型 図d 鋼製L型スリットダム</p>	
図面の寸法表示箇所で測定。		
製品全数を測定。		
両端及び中央部付近を測定。	 <p>(実測値) δ_2</p> 	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$
						材		$l \leq 10$
							$\pm 4 \dots\dots$	$l > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部	部 材 長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$
						材		$l \leq 10$
							$\pm 4 \dots\dots$	$l > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$
							高 さ h (mm)	± 5

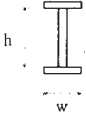
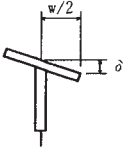
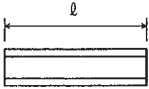
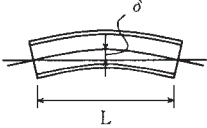
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
軸心上全数測定。	 <p>The diagram shows a shaft with a diameter ϕ_2 and a length b. A vertical dimension h is shown from the top surface to the centerline. A vertical dimension ϕ_1 is shown from the centerline to the top surface. The shaft is supported by two bearings.</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \dots 2.0 < w$
							フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$
							部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$
							仮組立時 主げたのそり	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $\ell > 10$

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼けた</p>	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
各主げたについて 10～12m 間隔を測定。		
図面の寸法表示箇所を測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>

単位：mm

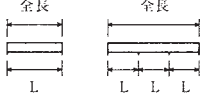
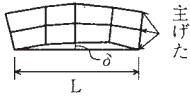
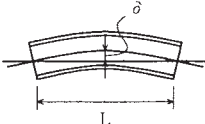
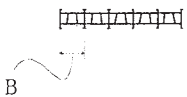
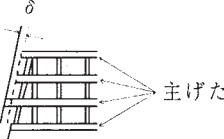
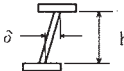
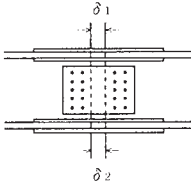
測定基準	測定箇所	摘要
<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500 m²とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	13			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長・支間長 L (m)	±(20+L/5)
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)
						※主げた、主構の 中心間距離 B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)..... B>2
						※主げたの橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ±10
						※主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000
						※現場継手部 のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値 ±5

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>各けた毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)</p>		
<p>L：主げた・主構の支間長(m)</p>		
<p>主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)</p>		
<p>各支点及び各支間中央付近を測定。</p>		
<p>どちらか一方の主げた（主構）端を測定。</p>		
<p>各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)</p>		
<p>主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない。</p>		
<p>※は仮組立検査を実施しない工事に適用。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し出し架設）	全 長・支 間	—	
						桁の中心間距離	—	
						そ り	—	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法 長 l	$l < 5 \text{ m}$	-200
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %
						盛土法 長 l	$l < 5 \text{ m}$	-100
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 2 %
延 長 L	-200							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 l	$l < 5 \text{ m}$	-200
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %
						厚さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50% 以上とし、平均厚は設計厚以上。								
延 長 L	-200							

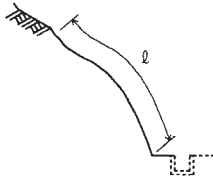
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 施工面積 200 m ² につき 1 箇所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 検査孔により測定。 1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	-100
						厚さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50% 以上とし、平均厚は設計厚以上	
延 長 L		-200						

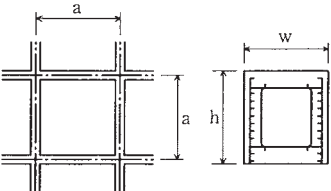
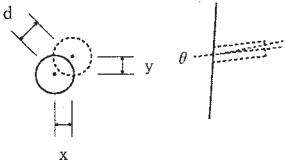
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40mにつき 1箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>200 m²につき 1 箇所以上、200 m²以下は 2 箇所をせん孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現 場 打 法 枠 工) (現 場 吹 付 法 枠 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						幅	w	-30
						高	さ h	-30
						枠 中 心 間 隔	a	± 100
						延 長	L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (プ レ キ ャ ス ト 法 枠 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延 長	L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		ア ン カ ー 工	削 孔 深 さ	ℓ	設 計 値 以 上
						配 置 誤 差	d	100
						せん 孔 方 向	θ	± 2.5 度

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>枠延長 100mにつき 1 箇所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		<p>曲線部は設計図書による</p>
<p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		
<p>全数（任意仮設は除く）</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高 さ h	$h < 3 \text{ m}$	-50
							$h \geq 3 \text{ m}$	-100
						延 長 L	-200	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	
						延 長 L	-200	

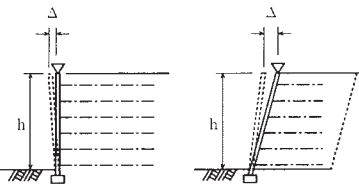
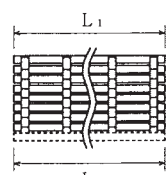
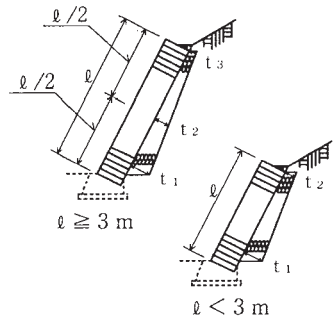
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工 [補強土(テールアル メ)壁工法] [多数アンカー式補強 土工法] [ジオキスタイルを用 いた補強土工法]	基準高さ	±50	
						高さ h	h < 3 m	-50
							h ≥ 3 m	-100
						鉛 直 度 △		±0.03 h かつ ±300 以内
						控 え 長 さ		設計値以上
						延 長 L		-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	高さ h < 3 m	-50
							高さ h ≥ 3 m	-100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		-50
						延 長 L ₁ , L ₂		-200

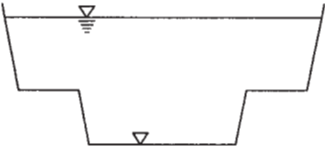
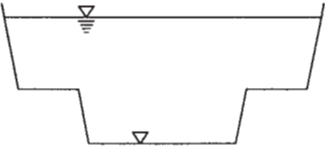
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
								上限	下限	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)			上限	下限	
						基準高▽	電気船	200ps	+200	- 800
								500ps	+200	-1000
								1000ps	+200	-1200
							ディーゼル船	250ps	+200	- 800
								420ps 600ps	+200	-1000
								1350ps	+200	-1200
						幅		-200		
						延 長		-200		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	2	浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽		上限	+200	
						幅		-200		
						延 長		-200		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土木 工事 共通 編	2	18	床 版 工	2	床版工	基準高 ∇	± 20
							幅 w	$0 \sim +30$
							厚 さ t	$-10 \sim +20$
							鉄筋のかぶり	設計値以上
							鉄筋の有効高さ	± 10
							鉄筋間隔	± 20
							上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋及びかぶり測定要領[案]」も併せて適用する。</p>
<p>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。</p>		
<p>1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

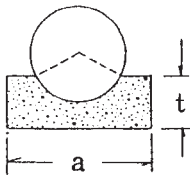
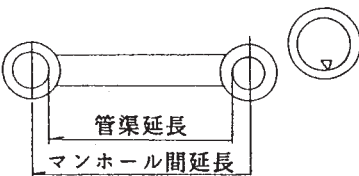
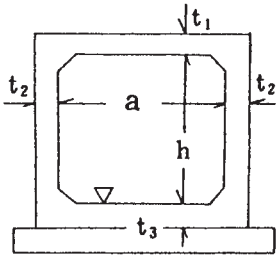
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 公 園 編					高木植栽工	樹 高 H	- 0
						幹 周 C	- 0
						枝 張 W	- 0
4 公 園 編					中低木植栽工	樹 高 H	- 0
						枝 張 W (葉 張)	- 0

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
樹種別に10本に1本	<p>・樹高Hについて 樹木の、樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹木にあつて「樹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。</p> <p>・幹周Cについて 樹木の、幹の周長をいい、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定する。この部分に、枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は幹の根元の周長をいう。</p> <p>・枝張Wについて 樹木等の、四方面に伸張した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木の場合についていう。</p>	
樹種別に10本に1本	<p>・樹高Hについて 樹木の、樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹木にあつて「樹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。</p> <p>・枝張（葉張）Wについて 樹木等の、四方面に伸張した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木の場合についていう。</p>	

出来形管理基準及び規格値

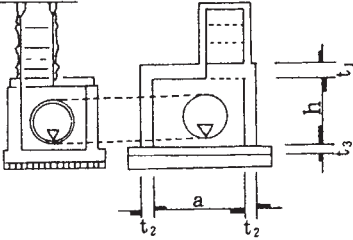
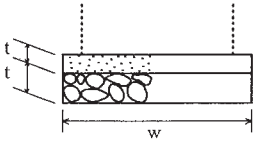
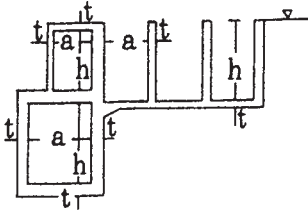
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 下 水 道 編	2 一 般 施 工	6 管 き よ 布 設			管(函)渠基礎 (コンクリート) (砂、切砕、栗石)	厚 さ t	設計値以上
						幅 a	-50
						厚 さ t	設計値以上
						幅 a	-50
5 下 水 道 編	2 一 般 施 工	6 管 き よ 布 設			管 渠 (開削工)	基 準 高	±30
						管径別総延長	-200
5 下 水 道 編	2 一 般 施 工	8 推 進 工			管 渠 (推進工)	基 準 高	±50
						管径別総延長	-200
5 下 水 道 編	2 一 般 施 工				管 渠 (シールド工)	基準高(管底高)	特記仕様書による
						厚さ(二次覆工後)	特記仕様書による
						管内径(二次覆工後)	特記仕様書による
						中心線のずれ	特記仕様書による
						延 長	-200
5 下 水 道 編	2 一 般 施 工				管渠・開渠	基 準 高	±30
						厚 さ t	-20
						幅(内のり) a	-30
						高 さ h	-30
						総 延 長 L	プレキャスト-200 20m未満 -50 20m以上 -100

測定基準	測定箇所	摘要
<p>マンホール間の上下流部及び中間部を測定する。中間部については 40mにつき 1箇所、延長 40m未満の場合は、1 施工箇所につき 2 箇所測定する。</p>		<p>マンホール間の延長が極端に短い場合は、監督員の承諾を得て、中間部を省略することができる。</p>
<p>上記の内容を明記する。 延長はマンホール間延長を測定する。</p>		<p>ただし、マンホール位置の管底高について上流は下流より低くならない範囲とする。</p>
<p>同上。</p>		<p>同上。</p>
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所の割合で測定する。</p>		<p>ただし、マンホール位置の管底高について上流は下流より低くならない範囲とする。</p>
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所の割合で測定する。延長 40m未満の場合は、少なくとも 1 施工箇所につき 2 箇所測定する。 なお二次製品使用の場合は、基準高、延長について測定する。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 下 水 道 編	2 一 般 施 工	7 マ ン ホ ール 工			マンホール工	基準高（インバート）	開削工±30 推進工±50
						厚さ t1、t2、t3	-20
						幅（内法） a	-20
						高さ h	-20
5 下 水 道 編	2 一 般 施 工	7 マ ン ホ ール 工			マンホール基礎 （碎石・栗石） （均しコンクリート）	幅 W	設計値以上
						厚さ t	設計値以上
5 下 水 道 編	2 一 般 施 工	10 ポ ン プ 場 及 び 処 理 場			処理場、ポンプ場 （コンクリート層）	基準高	±30
						厚さ t	-20
						幅 a	±30
						高さ h	±30
						長さ L	±50
延長総巾	特記仕様書による						

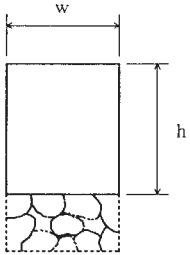
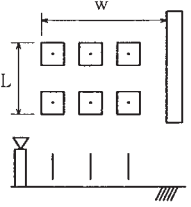
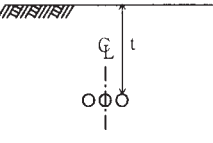
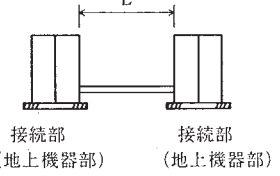
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>マンホールごとに測定する。 なお二次製品使用の場合は、基準高について測定する。</p>		
<p>マンホールごとに測定する。</p>		
<p>各種ごとに測定する。 (1) 平面的表示 1 処理池（槽）について図面の主要な寸法表示箇所を測定する。 (2) 断面的表示 1 処理池（槽）について2箇所以上縦断及び横断方向に基準側線を設定し、断面の主要寸法を測定する。 ※長さとは、主要構造物の全体にまたがらない部分的な小水路等の長手方向の距離をいう。</p>	 <p>※ $t \cdot a \cdot h$ の 1 ~ n のナンバーは、測定用の基準側線を設定した際適宜付けること。</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30
						高 さ h	-30
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ∇	± 50
						幅 w	± 300
						方 向	$\pm 7^\circ$
						延 長 L	-200
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	-200

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
各格子間の中央部1箇所を測定。		
1組毎		
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

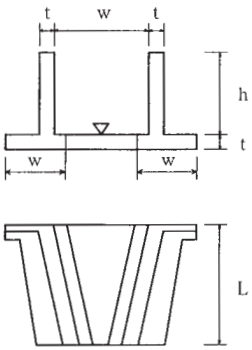
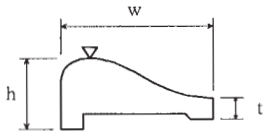
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ∇	± 30
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20
						幅 w_1, w_2	-30
						内空幅 w_3	-30
						内空高 h_1	± 30
						延長 L	-200
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ∇	± 30
						延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合</p>		
<p>柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎</p>		

出来形管理基準及び規格値

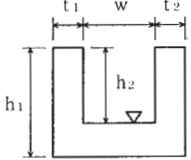
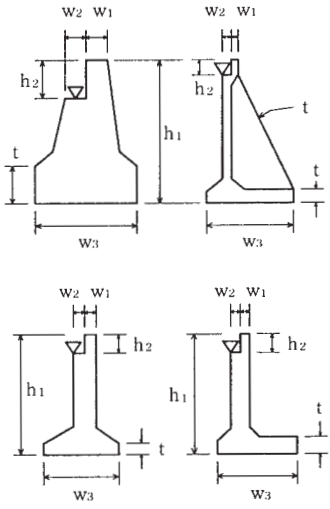
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本 体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ∇	± 30	
						厚 さ t	-20	
						幅 w	-30	
						高 さ h	± 30	
						延 長 L	-50	
6 河川編	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	± 30	
						厚 さ t	-20	
						幅 w	-30	
						高 さ h	± 30	
						延 長 L	-50	
6 河川編	5 堰	6 可動堰本 体工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	
						厚 さ t	-20	
						幅 w	-30	
						高 さ h	± 30	
						延 長 L	-50	
6 河川編	5 堰	7 固定堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	
						厚 さ t	-20	
						幅 w	-30	
						高 さ h	± 30	
						堰 長 L	L < 20m	-50
							L \geq 20m	-100

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		

出来形管理基準及び規格値

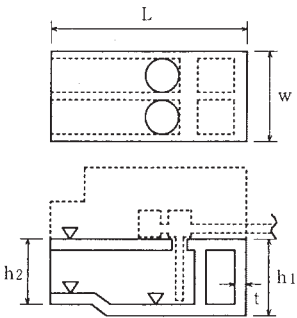
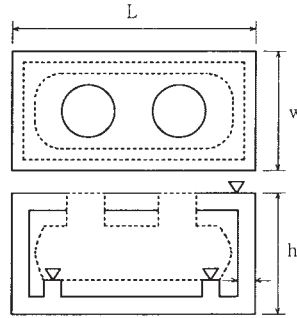
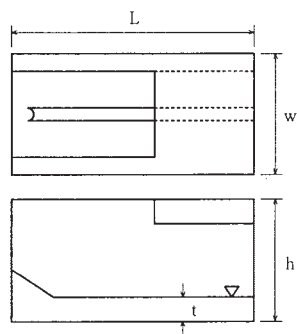
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高 さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天 端 長 l_1	-50
						敷 長 l_2	-50
						胸壁間距離 l	± 30
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）</p>		
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本体工	6		本体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	± 30
						延 長 L	-50
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50

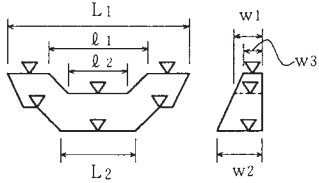
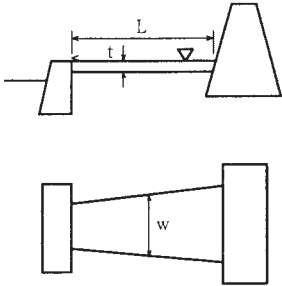
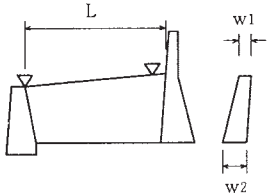
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
図面の表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本體工 (床固め本體工)	基準高 ∇	± 30
						天端幅 w_1	-30
						堤幅 w_2	-30
						堤長 L_1, L_2	-100
						水通し幅 l_1, l_2	± 50
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	基準高 ∇	± 30
						厚さ t	-30
						幅 w	-100
						延長 L	-100
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ∇	± 30
						天端幅 w_1	-30
						堤幅 w_2	-30
						長さ L	-100

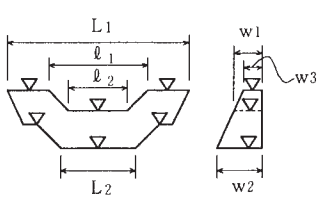
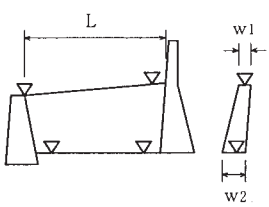
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>図面に表示してある箇所にて測定。</p>		
<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。</p>		
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30
						天端部 堤 幅 w_1, w_3 w_2	-30
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50
						堤 長 L_1, L_2	-100
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-30
						長 さ L	-100

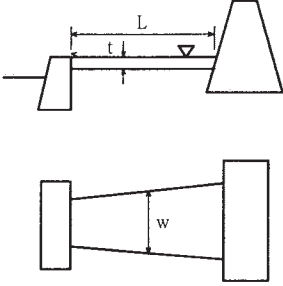
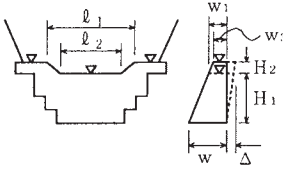
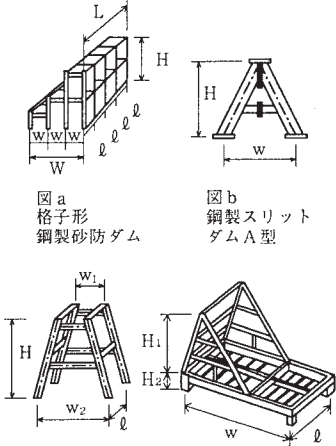
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>図面の寸法表示箇所で測定。</p>		
<p>図面の表示箇所で測定。</p>	 <p>The diagram shows a trapezoidal flange with two views. The left view is a top-down perspective showing dimensions L1 (total width), L2 (bottom width), l1 (inner width), and l2 (inner width). The right view is a side elevation showing dimensions w1 (top width), w2 (bottom width), and w3 (height).</p>	
<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。</p>	 <p>The diagram shows a tapered shaft with two views. The left view is a perspective view showing dimension L (length). The right view is a side elevation showing dimensions w1 (top diameter) and w2 (bottom diameter).</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	
						幅 w	-100	
						厚 さ t	-30	
						延長 L	-100	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水通し部	堤 高 ∇	± 50
							長 さ l_1, l_2	± 100
							幅 w_1, w_3	± 50
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$
						袖部	袖 高 ∇	± 50
							幅 w_2	± 50
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L 格	± 50	
						堤長 l 格・ $B \cdot L$	± 10	
						堤幅 W 格	± 30	
						堤幅 w 格・ $B \cdot L$	± 10	
						堤幅 w A	± 5	
						高さ H 格・ $B \cdot L$	± 10	
						高さ H A	± 5	

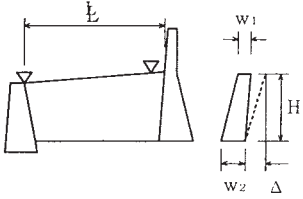
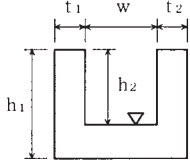
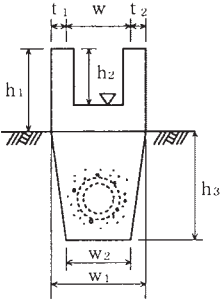
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。</p>		
<p>1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		
<p>(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型</p>	 <p>図 a 格子形 鋼製砂防ダム</p> <p>図 b 鋼製スリット ダム A型</p> <p>図 c 鋼製スリット ダム B型</p> <p>図 d 鋼製 L型 スリットダム</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	
						長 さ L	± 100	
						幅 w_1, w_2	± 50	
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$	
						高さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	
						幅 w	-30	
						高 さ h_1, h_2	-30	
						厚 さ t_1, t_2	-20	
						延 長 L	-200	
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	
						厚 さ t_1, t_2	-20	
						幅 w	-30	
						幅 w_1, w_2	-50	
						高 さ h_1, h_2	-30	
						深 さ h_3	-30	
						延 長 L	-200	

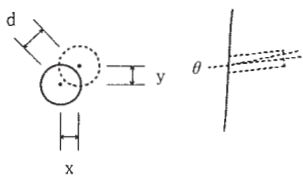
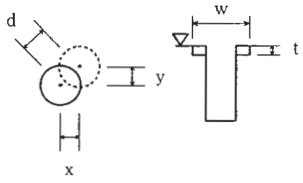
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ l	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	-100
						巻 立 て 幅 w	-50
						巻立て厚さ t	-30
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	D/4 以内 かつ 100 以内

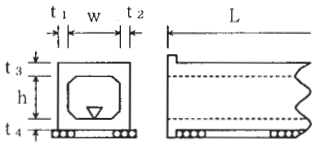
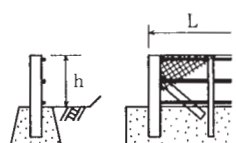
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$
10 道路 編	1 道路 改良	9 カル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基準高 ∇		± 30
						厚さ $t_1 \sim t_4$		-20
						幅 (内法) w		-30
						高 さ h		± 30
						延長 L	$L < 20\text{m}$	
$L \geq 20\text{m}$		-100						
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200
						延 長 L		-200
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30
						延 長 L		-200

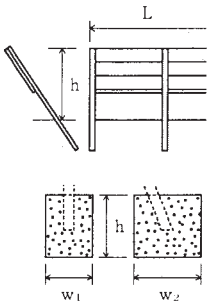
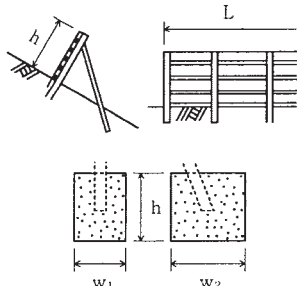
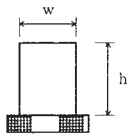
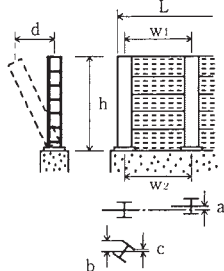
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。	 <p>The diagram shows a cross-section of a pipe on the left and a side view on the right. The cross-section has a central hole and is surrounded by a wall of thickness w. The top and bottom thicknesses are t_1 and t_2 respectively. The total height is t_3, and the height of the central hole is h. The bottom thickness is t_4. The side view shows a pipe of length L with a jagged end.</p>	
1 施工箇所毎		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>	 <p>The diagram shows a cross-section of a pipe on the left and a side view on the right. The cross-section has a height h. The side view shows a pipe of length L with a shaded area on top.</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w_1, w_2	-30
							高 さ h	-30
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w_1, w_2	-30
							高 さ h	-30
						アンカー長 l	打 込 み l	-10%
埋 込 み l	-5%							
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15
							ず れ a	10
							ねじれ b-c	5
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$
						高 さ h	+30, -20	
						延 長 L	-200	

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
1 施工箇所毎		基礎 1 基毎	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
1 施工箇所毎		基礎 1 基毎	
全数			
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
1 施工箇所毎	施工延長 5 スパンにつき 1 箇所		
1 施工箇所毎			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100	—	
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

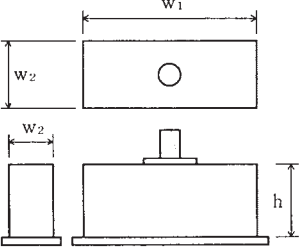
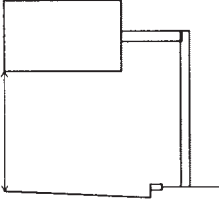
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は片側延長 40m毎に 1箇所割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1箇所測定。 なお、厚さの管理を下がり管理で行なう場合は、掘り起こして測定しなくてもよい。</p> <p>※両端部 2点で測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、片側延長 80m毎に 1箇所割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1箇所コアを採取して測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20
						各 部 の 厚 さ	± 20
						各 部 の 長 さ	± 30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20
						厚 さ	—
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ
ア ン カ ー 長	± 20						
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30
						高 さ h	-30
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上

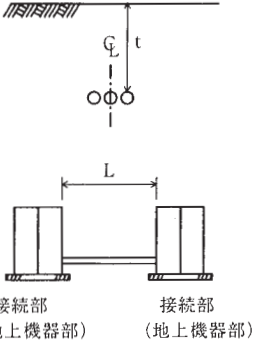
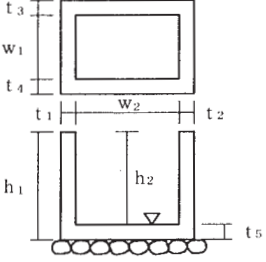
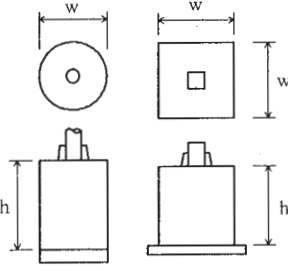
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
全数		
全数		
全数		
全数		
基礎一基毎		
1 箇所 / 1 基		

出来形管理基準及び規格値

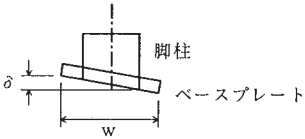
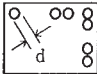
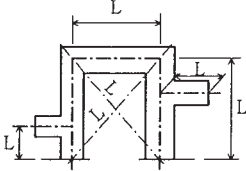
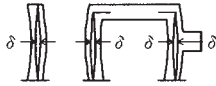
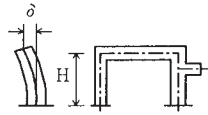
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	-200
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30
						高 さ h	-30

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
接続部毎に1箇所 接続部毎で全数	 <p>接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)</p>	
1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
1箇所 / 1 施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	
							ベース プレート	孔の位置	± 2
								孔の径 d	0 ~ 5
						仮 組	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10)$ $\dots 20m < L$	
							立 時	はりのカンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	

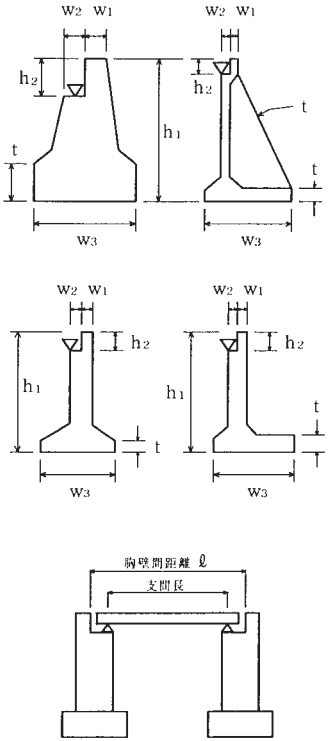
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
各脚柱、ベースプレートを測定。	 <p>脚柱 ベースプレート</p>	
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持り部を測定。		
各主構の各格点を測定。	 <p>側面図 正面図</p>	
<p>各柱及び片持り部を測定。</p> <p>H：高さ (m)</p>	 <p>側面図 正面図</p>	

出来形管理基準及び規格値

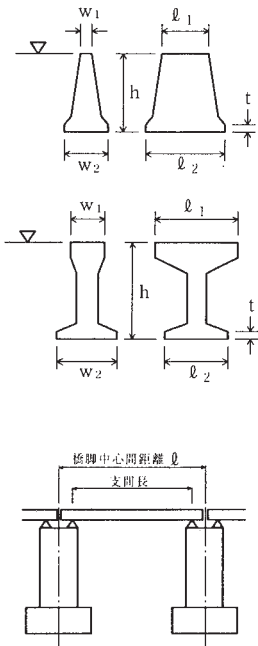
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	
						厚 さ t	-20	
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10	
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10	
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50	
						高 さ h_1	-50	
						胸壁の高さ h_2	-30	
						天 端 長 l_1	-50	
						敷 長 l_2	-50	
						胸壁間距離 l	± 30	
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$
							平 面 位 置	± 20
							アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50 以下

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基 準 高 ∇	± 20	
						厚 さ t	-20	
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20	
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50	
						高 さ h	-50	
						天 端 長 l_1	-50	
						敷 長 l_2	-50	
						橋脚中心間距離 l	± 30	
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$
							平 面 位 置	± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下

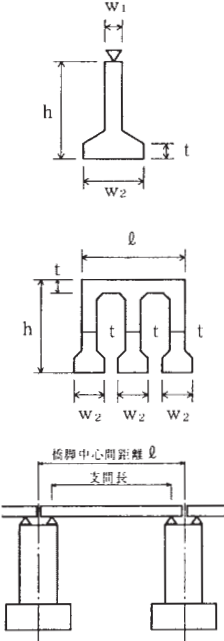
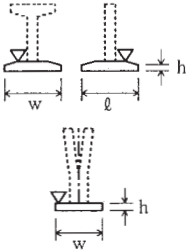
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p>	 <p>The figure contains three technical drawings. The top drawing shows a tapered pier cross-section with dimensions w_1 (top width), w_2 (bottom width), h (height), l_1 (top length), l_2 (bottom length), and t (thickness). The middle drawing shows a T-shaped pier cross-section with similar dimensions. The bottom drawing is a plan view of two piers on a bridge deck, with '橋脚中心間距離 L' (center-to-center distance of piers) and '支間長' (span length) indicated.</p>	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1	-20
						敷 幅 w_2	-20
						高 さ h	-50
						長 さ l	-20
						橋脚中心間距離 l	± 30
支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50						
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w (橋軸方向)	-50
						高 さ h	-50
						長 さ l	-50

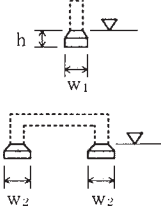
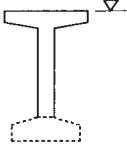
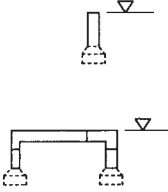
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p>		
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	-50
						高さ h	-50
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支間長及び 中心線の変位	± 50
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支間長及び 中心線の変位	± 50
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $l > 10$	
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		± 5	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 +10 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		± 5	$4 + 0.5 \times$ (B-2)
						下 沓 の 水 平 度	橋軸方向	1 / 100	
							橋軸直角方向		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5	
可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上							

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
<p>支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m）</p> <p>支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。</p> <p>注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。</p> <p>注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。</p> <p>注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。</p> <p>詳細は、道路橋支承便覧参照。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	$4 + 0.5 \times (B - 2)$
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向	1 / 300
							橋軸直角方向	
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	
						可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔 の削孔長	設計値以上	
						アンカーボルト定 着長	-20 以内 かつ -1D以内	

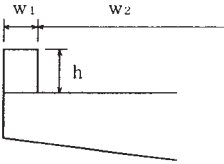
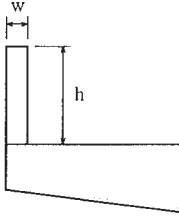
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>支承全数を測定。</p> <p>上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。</p> <p>支承の平面寸法が 300mm 以下の場合、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。</p> <p>注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。</p> <p>注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。</p> <p>注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。</p> <p>詳細は、道路橋支承便覧参照。</p>		
全数測定		
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20
						地覆の高さ h	-10~+20
						有効幅員 w_2	0~+30
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5~+10
						高 さ h	-20~+30
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3
						高 さ	±4

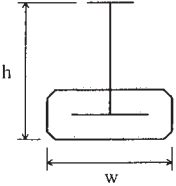
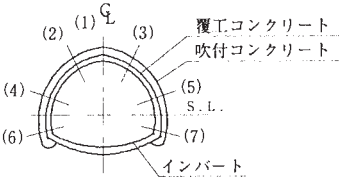
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。	 <p>The diagram shows a cross-section of a block with a height h. Two measurement points, w_1 and w_2, are indicated at the top surface. w_1 is located near the left end, and w_2 is located near the center. The block is shown with a slight taper on the right side.</p>	
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。	 <p>The diagram shows a cross-section of a block with a height h. A measurement point w is indicated at the top surface near the left end. The block is shown with a slight taper on the right side.</p>	
1 ブロックを抽出して測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5
						高 さ h	+10 - 5
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部、突出 部等の特殊な 箇所は設計吹 付け厚の 1 / 3 以上を確保 するものとする。
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—
						角 度	—
						削 孔 深 さ	—
						孔 径	—
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 l：スパン長</p>		
<p>施工延長 40m 毎に図に示す。 (1)～(7) 及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準 (構造編) にいう地盤等級 A 又は B に該当する地盤とする。</p>		
<p>施工延長 40m 毎に断面全本数検測。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-50
						高さ h (内法)	-50
						厚 さ t	設計値以上
						延 長 L	—
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50
						厚 さ t	-30

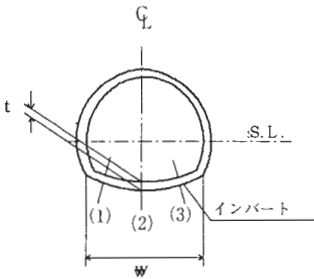
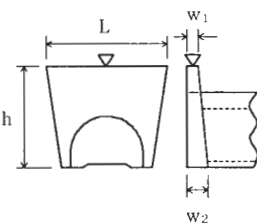
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 箇所、(2)～(3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	
						厚 さ t	設計値以上	
						延 長 L	—	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高 さ h	$h < 3 \text{ m}$	-50
							$h \geq 3 \text{ m}$	-100
						延 長 L	-200	

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>		
<p>図面の主要寸法表示箇所で測定。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高 (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-50
						高さ h (内法)	-50
						厚 さ t	-20
						延 長 L	—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高、幅、高さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						内 空 幅 w	-30
						内 空 高 h	± 30
						ブロック長 L	-50
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継ぎ手工	厚 さ t	-20
						幅 w	-20
						長 さ L	-20
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上

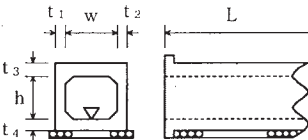
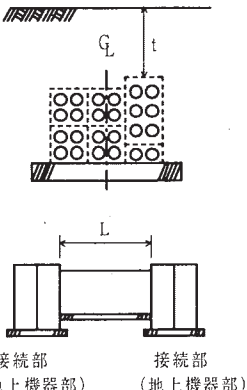
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継ぎ手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端・施工継ぎ手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
両端・施工継ぎ手箇所の「四隅」にて測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20
						幅 w	±50
						厚 さ t	-20
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-20
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	-200

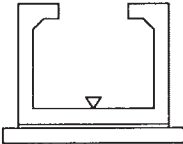
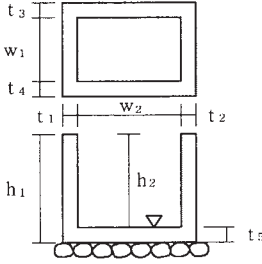
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>図面の寸法表示箇所にて測定。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は、50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。</p>		
<p>延長：1施工箇所毎</p>		
<p>接続部（地上機器部）間毎に1箇所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ∇	± 30
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ∇	± 30
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高 さ h_1, h_2	-30

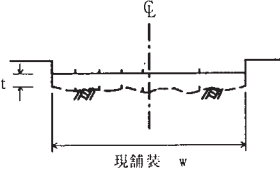
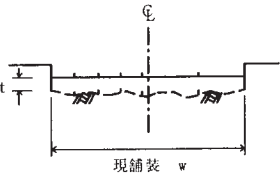
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>接続部（地上機器部）間毎に1箇所。</p>		
<p>1箇所毎 ※は現場打部分のある場合</p>		

出来形管理基準及び規格値

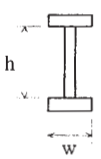
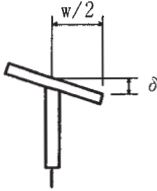
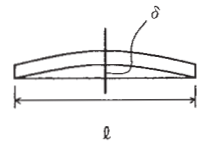
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平坦性	—	3m ² プロファイル ター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30
							幅 w	-50
							延長 L	-100

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	± 2 …… w ≤ 0.5 ± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 ……
						腹板高 h (m)	1.0 < w ≤ 2.0
						腹板間隔 b' (m)	± (3 + w / 2) …… 2.0 < w
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000

単位：mm

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主げた	各支点及び各支間中央付近を測定。		
—	主要部材全数を測定。 l ：部材長(mm)		

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須 その他（JISマーク表示されたレテ・イミクストコンクリートを使用する場合は除く）	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成15年3月5日付け技管第261号）	同左
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケル骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	
		製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
					連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		施工	必須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			単位水量測定	レディミクストコンクリートの品質確保について	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>
			スランプ試験	JIS A 1101	<p>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm</p> <p>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm（コンクリート舗装の場合）</p> <p>スランプ2.5cm：許容値±1.0cm（道路橋床版の場合）</p> <p>スランプ8cmを標準とする。</p>
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	<p>1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。</p> <p>3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。</p> <p>（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）</p>
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または重要構造物では重要度に応じて100～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>	
<p>・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（σ7…3本、σ28…3本）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本（σ3）を採取する）</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	
	施工後試験	必須		ひび割れ調査	スケールによる測定	0. 2 mm
				テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度
		その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
				配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」による	同左
				強度測定		同左

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。</p>	
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>本数 総延長 最大ひび割れ幅等</p>	<p>高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が2.5 m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしいづれの工種についてもPCは除く。）及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。</p>	
<p>鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については、強度が同1ブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。</p>	<p>高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5 m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。</p>	
<p>所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。</p>	<p>コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。</p>	
<p>同左</p>	<p>同左</p>	○
<p>同左</p>	<p>同左</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> ・目視 <ul style="list-style-type: none"> 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測(詳細外観検査) <ul style="list-style-type: none"> 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等 	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。
	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> ・目視 <ul style="list-style-type: none"> 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測(詳細外観検査) <ul style="list-style-type: none"> 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等 	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。</p> <p>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合</p> <p>・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p>	
	(2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
<p>・目視は全数実施する。</p> <p>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</p>	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。</p> <p>・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。</p> <p>・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。</p> <p>・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。</p> <p>・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う</p>	
	(2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。
		施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	われ及び有害な欠陥がないこと。
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上
	その他		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>超音波探傷検査は採取検査を原則とする。</p> <p>採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>規格値を外れた場合は、下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。 	
<p>設計図書による。</p>		○
	<ul style="list-style-type: none"> ・外径700mm未満：上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする ・外径700mm以上1,016mm以下：上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。 	
<p>原則として全溶接箇所で行う。</p> <p>但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。</p> <p>試験箇所は杭の全周とする。</p>		
<p>原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。</p> <p>(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)</p>		
<p>原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。</p> <p>(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)</p>	<p>中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%とする。
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・40cm
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。</p>		
<p>供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。</p>	<p>参考値：19.6Mpa</p>	
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-16	1.5%以下
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CS：クラッシュヤラン鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ② 使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ② 使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生クラッシュヤランに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ② 使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -191	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道箇所：設計図書に定めのない場合は以下による。 個々の試験結果が最大乾燥密度の90%以上
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -210	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000㎡につき1個</p> <p>・1,000㎡～3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>		
<p>・全幅、全区間で実施する。</p>	<p>・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</p>	
<p>1,000㎡につき2回の割合で行う。</p>	<p>・セメントコンクリートの路盤に適用する。</p>	
<p>・中規模以上の工事：異常が認められたとき。</p>	<p>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p>	
<p>・中規模以上の工事：異常が認められたとき。</p>	<p>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p>	
<p>・中規模以上の工事：異常が認められたとき。</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p>	
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の材材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			鉄鋼スラグの修正 CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	修正CBR 80%以上
			骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 4以下
			鉄鋼スラグの呈色 判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4] -10	呈色なし

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
			鉄鋼スラグの水浸 膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -16	1.5%以下
			鉄鋼スラグの一軸 圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -12	1.2Mpa以上(14日)
			鉄鋼スラグの単位 容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -106	1.50kg/L以上
		そ の 他	粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	50%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -191	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	2.36mmふるい：±15%以内
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	75μmふるい：±6%以内

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・締め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m²につき1個</p> <p>・1,000m²～3,000m²未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個、1,000m²未満については異常がなければ省略しても良い。</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時(1回～2回/日)</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時(1回～2回/日)</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる		
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4] -103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
観察により異常が認められたとき。		
観察により異常が認められたとき。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定処理材に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内
			粒度 (75 μ mフルイ)	JIS A 1102	75 μ mふるい：±6%以内
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -191	最大乾燥密度の93%以上。 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書に定めのない場合は以下による。 個々の試験結果が最大乾燥密度の90%以上
	その他		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -213、 [4] -218	±1.2%以内

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
<p>・中規模以上の工事：異常が認められたとき。</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
<p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m²につき1個 ・1,000m²～3,000m²未満の工事（ただし、維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個、1,000m²未満については異常がなければ省略しても良い。</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
<p>観察により異常が認められたとき。</p>		
<p>・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
8 アス ファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度 : 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量 : 0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -45	細長、あるいは扁平な石片 : 10%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ② 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ② 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ② 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ② 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分 分	試験項目	試験方法	規格値
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下
		その 他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -65	50%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -59	4%以下
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -61	1/4以下
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -77	水浸膨張比：2.0%以下
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -180	舗装施工便覧参照 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ② 使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ② 使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ② 使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ② 使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			タフネス・テナシ ティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度
			粒度 (75μmフル イ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	75μmふるい：±5%以内基準粒度

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時。</p> <p>・小規模以下の工事：異常が認められたとき。</p> <p>印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時。</p> <p>・小規模以下の工事：異常が認められたとき。</p> <p>印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	アスファルト量：±0.9%以内	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	
		舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -91	車道箇所：個々の試験結果が基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書に定めのない場合は以下による。 個々の試験結果が基準密度の90%以上とする。
				温度測定（初期締固め前）	温度計による	110℃以上
				外観検査（混合物）	目視	
その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1] -84	設計図書による			
9 転圧コンクリート	材料（JISマークに表示されたレディミキ	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案）※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・ 中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
随時		○
<p>・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1,000m²につき 1 個 ・ 1,000m²～3,000m²未満の工事（ただし、維持工事は除く）は、1 工事につき任意の3個、1,000m²未満については異常がなければ省略しても良い。</p>	<p>・ 橋面舗装は、コア採取をしないでAS合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。</p>	
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
随時		
舗設車線毎200m毎に1回		
当初		
当初		
当初		
当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		
ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 を 除 く	そ の 他	そ の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		
			練混ぜ水の水質試験			上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
						回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
			製造（ブランド）	その他		計量設備の計量精度	

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による砂の試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
設計書に定めのある場合を除き以下による。 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	
		施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒
				マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%
				ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%
				コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・ 試験回数7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上
				温度測定（コンクリート）	温度計による	
				現場密度の測定	Ri水分密度計	基準密度の95.5%以上。
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -300			

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		
2回/日（午前・午後）以上		
40mに1回（横断方向に3箇所）		
1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
10 グース アスファルト 舗装	材 料	必 須	骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			骨材の密度及び吸 水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度 : 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下
			骨材中の粘土塊量 の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量 : 0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧3-4-7	細長、あるいは扁平な石片 : 10%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			粗骨材中の軟石量 試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下
			針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%
			引火点試験	JIS K 2265	240℃以上
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	ブランド	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3] -315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3] -320	3～20秒 (目標値)
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -29	300以上
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10^{-3} 以上
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	75μmふるい：±5%以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	アスファルト量：±0.9%以内

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
<p>・ 中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・ 中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・ 中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃
	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による	
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -155、 [4] -158	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4] -185	最大乾燥密度の90%以上。
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。
			「T S・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -210		

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
随時		○								
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）									
当初及び土質の変化したとき。										
当初及び土質の変化したとき。										
500 ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500 ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径$\leq 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 									
1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 ² を標準とし、1日の施工面積が2,000 ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 									
<table border="1" data-bbox="140 874 341 933"> <thead> <tr> <th>面積 (m^2)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500²を標準とす2,000²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>	面積 (m^2)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15		
面積 (m^2)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測定 点数	5	10	15							
路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 									

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -227 (ベンチマーク)	設計図書による。
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。
			または、 RI計器を用いた盛土の 締め管理要領(案)		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。
			「TS・GNSSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領(案)」 【TS編・GNSS編】による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。									
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。										
降雨後または含水比の変化が認められたとき。										
ブルーフローリングでの不良箇所について実施										
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。									
500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。									
1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" data-bbox="137 938 341 997"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測定点数	5	10	15							
1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -210	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -227 (ベンゲルマンヒーム)	設計図書による。
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。
			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。
			その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。
15 補強土壁工	材料	必須	土の締りめ試験	JIS A 1210	設計図書による。
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
降雨後または含水比の変化が認められたとき。		
ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。		
2回（午前・午後）／日		
練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
当初及び土質の変化時。		
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4] -185	最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。
				または、 RI計器を用いた盛土の 締固め管理要領(案)	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の 平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、 設計図書による。
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成15年3月5日付け技管第261号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成15年3月5日付け技管第261号)
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○								
設計図書による。										
500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 									
<p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="143 767 344 823"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測定点数	5	10	15							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 										
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○								
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
	製造 (フランク)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>	<p>JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケル骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p>	○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。</p>	<p>濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。</p>	○
<p>試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。</p>	<p>寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</p>	○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上</p>		○
<p>工事開始前、工事中1回/月以上</p>		○
<p>工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</p>	○
<p>工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。</p>	<p>・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。</p>	○
<p>2回/日以上</p>	<p>レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下
施工	その他		塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下
			スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
	必須		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成15年3月5日付け技管第261号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成15年3月5日付け技管第261号)
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
品質に異常が認められた場合に行う。		
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケル骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
	ソクリートを使用する場合	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下
	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	設計図書による
		その他	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜き試験	引抜き耐力の80%程度以上。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：14.7Mpa以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
設計図書による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
必要に応じて。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	
	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 \leq 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $>$ 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4] -185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。
					または、 RI計器を用いた盛土の 締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。
					T S・GNSSを用いた盛土の 締固め情報化施工 管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
			コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。	
19 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径$\leq 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 									
<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="140 853 341 909"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測定点数	5	10	15							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 										
含水比の変化が認められたとき。										
トラフィカビリティが悪いとき。										
当初及び土質の変化時。										

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。
				または、 RI計器を用いた盛土の 締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。
				T S・GNSSを用いた盛土の 締固め情報化施工 管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。			

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
<p>路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。但し、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m³につき1回の割合で行う。但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。</p>	<p>・最大粒径\leq100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>									
<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="140 619 341 676"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15	<p>・最大粒径$<$100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	
面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測定 点数	5	10	15							
<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>										
<p>当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。</p>										
<p>当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)</p>										
<p>当初及び土質の変化した時。</p>										
<p>当初及び土質の変化した時。</p>										
<p>路体：当初及び土質の変化した時。 路床：含水比の変化が認められた時。</p>										
<p>当初及び土質の変化した時。</p>										

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4] -185	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。
				または、 RI計器を用いた盛土の 締固め管理要領（案）	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の 平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、 設計図書による。
				T S・GNSSを用いた盛 土の締固め情報化施工 管理要領（案）	施工範囲を小分割した管理ブロックの全て が規定回数だけ締め固められたことを確認 する。
			ブルーフローリン グ	舗装調査・試験法便 覧 [4] -210	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215	

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
<p>路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。但し、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m³につき1回の割合で行う。但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径$\leq 100\text{mm}$の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 									
<p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="140 874 341 930"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測定 点数	5	10	15							
<ol style="list-style-type: none"> 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 										
<p>路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 									
<p>各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 確認試験である。 セメントコンクリートの路盤に適用する。 									

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1] -216	設計図書による。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。
21 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成15年3月5日付け技管第261号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成15年3月5日付け技管第261号)

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。		
トラフィカビリティが悪いとき。		
ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： <ul style="list-style-type: none"> ・ 硬石 : 約2.7～2.5g/cm³ ・ 準硬石 : 約2.5～2g/cm³ ・ 軟石 : 約2g/cm³未満 	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： <ul style="list-style-type: none"> ・ 硬石 : 5%未満 ・ 準硬石 : 5%以上15%未満 ・ 軟石 : 15%以上 	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： <ul style="list-style-type: none"> ・ 硬石 : 4903N/cm²以上 ・ 準硬石 : 980.66N/cm²以上4903N/cm²未満 ・ 軟石 : 980.66N/cm²未満 	○
5,000m ³ につき1回の割で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	(J I S マーク表示されたレ？ イミタストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケル骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	
	製造（プラント） （JISマーク表示されたレタ、イミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	
				連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	
			単位水量測定	レディミクストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。	

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
・ 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数はいちばん多い方を採用する。	更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
					更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)
			塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
		その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。
	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・ 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（σ7・・・3本、σ28・・・3本）とする。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・ 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。</p>	
<p>・ 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>1回 品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所）で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。</p>	<p>再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。</p>	
<p>所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。</p>	<p>コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
24 吹付け コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成15年3月5日付け技管第261号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成15年3月5日付け技管第261号）」
		その他 （JISマーク表示されたレテ、イミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			粗骨材の粒形判定 実績率試験	JIS A 5005	55%以上
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水 以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以 内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以 内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
	製造（ブランド） コンクリートを使用する場合は除く） マーク表示されたレチ イミクスストコ	その他	計量設備の計量精 度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性 能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5% 以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以 下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以 下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	
	施工	必須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	
		その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	
	25 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	- 目視 - 寸法計測	設計図書による。
				施工	必須	モルタルの圧縮強度試験
		モルタルのフロー値試験	JIS R 5201			設計図書による。
ロックボルトの引抜き試験		参考資料 ロックボルトの引抜き試験	引抜き耐力の80%程度以上。			

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 	
トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、)とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
品質に異常が認められた場合に行う。		
材質は製造会社の試験による。		○
1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
26 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	修正CBR20%以上
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -191	基準密度の93%以上。
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -68	設計図書による。
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -69	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
27 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -91	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -229	

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
1,000㎡に1回		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
1～2回/日		
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -91	96%以上
			温度測定	温度計による	110℃以上
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8に準ずる	-0.7cm以内
			その他	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14
		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	75μmふるい：±5%以内	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	アスファルト量：±0.9%以内	
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時		○
1,000m ² につき1個	空隙率による管理でもよい。	
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
1,000m ² 毎		
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<p>・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400m³以上、1000m³未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重 : 2.45以上 吸水率 : 3.0%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量 : 0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -45	細長、あるいは扁平な石片 : 10%以下
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -65	50%以下
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -77	水浸膨張比：2.0%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) : 30%以下
			硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122	損失量 : 12%以下
			粗骨材中の軟石量 試験	JIS A 1126	軟石量 : 5%以下
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上

試験基準	摘 要	試験成績等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)
			引火点試験	JIS K 2265	260℃以上
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上
			タフネス・テナシ ティ試験	舗装調査・試験法便 覧 [2] -244	タフネス：20N・m
			密度試験	JIS K 2207	
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法便 覧 [2] -14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</p> <p>・小規模以下の工事：施工前</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時。</p> <p>・小規模以下の工事：異常が認められたとき。</p> <p>印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000m²未満</p> <p>②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	75 μ mふるい： $\pm 5\%$ 以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	アスファルト量： $\pm 0.9\%$ 以内
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。
		その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -39	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -17	設計図書による。
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -111	設計図書による。
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	温度計による	140～160 $^{\circ}$ C
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1] -122	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
随時		○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
1,000m ² ごと。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -97	車道については、個々の試験結果が基準密度の94%以上とし次のとおりとする。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道については、設計図書に定めがない場合、個々の試験結果が基準密度の90%以上とする。
			外観検査（混合物）	目視	
29 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	3.8%以上
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1個）。</p> <p>・小規模以下の工事：随時（1,000㎡につき1個）で最低3個</p> <p>・1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400m³以上、1000m³未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
随時		
再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
<p>再生混合物製造日ごとに1回。</p> <p>1 日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。</p> <p>1 日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。</p>		○
再生骨材使用量500 t ごとに1回。	<p>洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。</p>	○
2回以上及び材料の変化		○
<p>抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日</p> <p>・中規模以上の工事：定期的又は随時。</p> <p>・小規模以下の工事：異常が認められるとき。</p> <p>印字記録の場合：全数</p>		○
<p>抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日</p> <p>・中規模以上の工事：定期的又は随時。</p> <p>・小規模以下の工事：異常が認められるとき。</p> <p>印字記録の場合：全数</p>		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	
			その他	水浸マーシャル安定度試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -57	設計図書による。
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -39	設計図書による。	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -17	設計図書による。	
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		
			温度測定（初期締め前）	温度計による		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	
30 工場製作工	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可能な主部材）	JISによる	JISによる	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測		
31 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50 μ mRy以下 二次部材：100 μ mRy以下	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、ごん跡を残さず容易にはく離するもの。	

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数</p>		○
設計図書による。	耐水性の確認	○
設計図書による。	耐流動性の確認	○
設計図書による。	耐磨耗性の確認	○
随時		
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
<p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合、更にこの測定値を加えた平均値X6が規格値を満足していれば良い。 ・1,000㎡につき1個 ・1,000㎡～3,000㎡未満の工事（ただし維持工事は除く）は1工事につき任意の3個、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>		
現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		
JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
	表面あらさは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50μmRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。	
	ノッチ深さは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
32 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。
			型曲げ試験（19mm未滴裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
試験片の個数：1	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
試験片の個数：試験片継手全長	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。</p>	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上
			外観検査（割れ）	・目視	割れがあってはならない。
			外観検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合わせ継ぎ手及び断面を構成するT継ぎ手、かど継ぎ手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継ぎ手につき3個または継ぎ手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。
			外観検査（ビード表面の凸凹）		ビード表面の凸凹は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。
			外観検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。
			外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。		○
検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。		
検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
	「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」による継ぎ手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じてアンダーカットの規格値は0.3mm以下あるいは0.0mmとなる。）	
検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			外観形状検査 (アーケスタッド)	・目視及びノギス等による計測	<ul style="list-style-type: none"> ・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<p>外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまましておくものとする。 	